

全体版

福岡県障がい者福祉計画（案）

（第 6 期：令和 6 年度～令和 8 年度）

福岡県障がい児福祉計画（案）

（第 3 期：令和 6 年度～令和 8 年度）



# 第1章 総論

## 第1節 計画の概要

### 1 計画の位置付け

#### (1) 根拠

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）第89条・児童福祉法第33条の22

#### (2) 目的

市町村において策定される障害福祉計画及び障害児福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障がい者及び障がい児の福祉サービスの提供体制の確保等の円滑な実施に関する計画を定めるものです。

### 2 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

施策	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8
障害者基本法に基づく障がい者基本計画	新福岡県障害者福祉長期計画 (H16年度～H26年度)						福岡県障害者長期計画 (H27年度～R2年度)				福岡県障がい者長期計画 (R3年度～R8年度)							
障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等の計画	福岡県障害者福祉計画		福岡県障害者福祉計画(第2期)				福岡県障害者福祉計画(第3期)		福岡県障がい者福祉計画(第4期)		福岡県障がい者福祉計画(第5期)		福岡県障がい者福祉計画(第6期)					
児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の計画										福岡県障がい児福祉計画(第1期)		福岡県障がい児福祉計画(第2期)		福岡県障がい児福祉計画(第3期)				

### 3 計画の対象者

○ 障害者総合支援法第4条第1項に規定される次の「障害者」（以下「障がいのある人」といいます。）

- ・ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者
- ・ 知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち18歳以上である者
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障がい者を含み、知的障害者福

祉法にいう知的障がい者を除く。)のうち18歳以上である者

(「器質性精神障がい」として高次脳機能障がいも対象となっています。)

- ・ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの

(障害者総合支援法の対象となる疾病(難病等)については、●●●ページの資料8「障害者総合支援法の対象疾病一覧」を参照してください。)

○ 児童福祉法第4条第2項に規定される次の「障害児」(以下「障がいのある児童」といいます。)

- ・ 身体に障がいのある児童
- ・ 知的障がいのある児童
- ・ 精神に障がいのある児童(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障がい児を含む。)
- ・ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童

#### 4 計画の基本的な考え方

- ・ この計画は、共生社会を実現するため、障がいのある人及び障がいのある児童(以下「障がいのある人等」といいます。)の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とします。
- ・ 障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業(以下「障がい福祉サービス等」といいます。)並びに障がい児通所支援、障がい児入所支援及び障がい児相談支援(以下「障がい児通所支援等」といいます。)の提供体制の確保に当たっては、次に掲げる点に配慮して、目標等を設定し、計画的な整備を行います。

(1) 障がい福祉サービスの提供体制の確保

① 県内で必要とされる訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援をいいます。以下同じです。）の充実を図り、県内どこでも必要な訪問系サービスを受けられる体制の整備を進めます。

② 障がいのある人等で希望する人への日中活動系サービスの保障

障がいのある人等で希望する人に日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいいます。以下同じです。）を受けられる体制の整備を進めます。

③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを受けられる体制の整備を進めることによって、障がいのある人等の地域における生活の維持及び継続が図られるようにします。

さらに、地域生活支援の機能をさらに強化するため、市町村に対し地域生活支援拠点等の整備を働きかけるとともに、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築する等により、その機能の充実が図れるよう支援します。

④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業、就労継続支援事業及び就労定着支援事業の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

⑤ 強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人等に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人及び難病患者に対して、障がい

福祉サービス等において適切な支援ができるよう、支援ニーズの把握に努めるとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備に努めます。

#### ⑥ 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者及びその家族に対する支援を行います。

### (2) 相談支援の提供体制の確保

#### ① 相談支援体制の充実・強化

障がいのある人等、とりわけ、重度の障がいのある人等が地域において自立した生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

また、障がいのある人等からの相談に応じる体制の整備に加え、相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、特定相談支援事業所の充実のため、必要な施策を確保していかなければなりません。

これらの取組を効果的に進めるため、市町村における基幹相談支援センターの設置の促進及び機能の充実・強化に向けた広域的な支援に取り組みます。

#### ② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

地域住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指します。

障がい者支援施設等、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所又は精神科病院に入院している障がいのある人等の数等を勘案した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。

地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がいのある人等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図っていきます。

### ③ 発達障がいのある人等に対する支援

#### I 相談支援体制等の充実

福岡、北九州、筑豊、筑後の県内4地域にそれぞれ設置している発達障がい者支援センターを各地域における支援の拠点とし、発達障がいのある人及び発達障がいのある児童の支援の充実を図るとともに、発達障がい者地域支援マネージャーを活用した関係機関の連携強化を図ります。

#### II 家族等への支援体制の確保

発達障がいのある人等の早期発見・早期支援には、発達障がいのある人等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の実施者を地域で計画的に養成し、発達障がいのある人等及びその家族等に対する支援体制を構築します。

### ④ 協議会の活性化

障がいのある人等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障がいのある人等及びその家族、障がいのある人等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会においては、個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえた地域の支援体制の整備を図る等取組の活性化に努めます。

地域における発達障がいのある人及び発達障がいのある児童の課題への対応等に関して、発達障がい者支援地域協議会（発達障害者支援法第19条の2に規定する発達障害者支援地域協議会をいいます。）の設置・活用を進めます。

### (3) 障がい児支援の提供体制の確保

#### ① 地域支援体制の構築

障がい児通所支援等における障がいのある児童及びその家族に対する支援について、障がいのある児童の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制を整備します。

児童発達支援センターを地域の障がいのある児童の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、障がい児通所支援を実施する事業所と連携し、障がい児通所支援の体制整備に努めます。

また、障がい児入所施設についても同様に、専門的機能の強化を図った上で、地域において、虐待を受けた障がいのある児童等への対応を含め、様々なニーズに対応する機関としての役割を担う必要があります。特に、短期入所や親子入所等の実施体制の整備に努めます。

さらに、入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、支援に携わる市町村、児童相談所、障がい児入所施設、相談支援事業所等の関係機関と連携し、移行調整のための協議の場を設けて移行調整を進めます。

#### ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がい児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

また、障がいのある児童の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、障がい児支援担当部局、子育て支援担当部局、保健医療担当部局の連携体制を確保します。

さらに、障がい児支援が適切に行われるために、就学时及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、障がい児支援担当部局においては、教育委員会等との連携体制を確保します。



難聴児の支援に当たっても、保育、保健医療、教育等の関係機関との連携は極めて重要であり、特別支援学校（聴覚障がい）や当事者団体等と協働した難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置等を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ります。

### ③ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

児童発達支援センターは、地域におけるインクルージョン推進の中核機関として、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等に対し、障がいのある児童及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行う機能が求められています。

障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、児童発達支援センターをはじめとする障がい児通所支援事業所が、保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築します。

### ④ 特別な支援が必要な障がいのある児童に対する支援体制の整備

#### I 重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実

重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、障がい児支援等の充実を図ります。

福岡県医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケア児等に対する総合的な支援体制を構築するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、情報の提供、助言、その他の支援を行うほか、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修等の業務や連絡調整を行います。

## II 強度行動障がいや高次脳機能障がいのある児童に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいのある児童に対して、障がい児通所支援等において適切な支援ができるよう、地域における支援ニーズの把握に努めるとともに、課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等に努め、地域の関係機関と連携しながら支援体制の整備を図ります。

## III 虐待を受けた障がいのある児童等に対する支援体制の整備

虐待を受けた障がいのある児童等に対しては、障がい児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障がいのある児童の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。

### ⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がいのある児童本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。このため、障がいのある人に対する相談支援と同様に、障がい児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。なお、児童発達支援センターには、気付きの段階を含めた地域の多様な障がいのある児童及び家族に対し、発達支援に関する入り口としての相談機能を果たすことが求められていることから、その役割を踏まえた相談支援の提供体制の構築が図れるよう支援します。

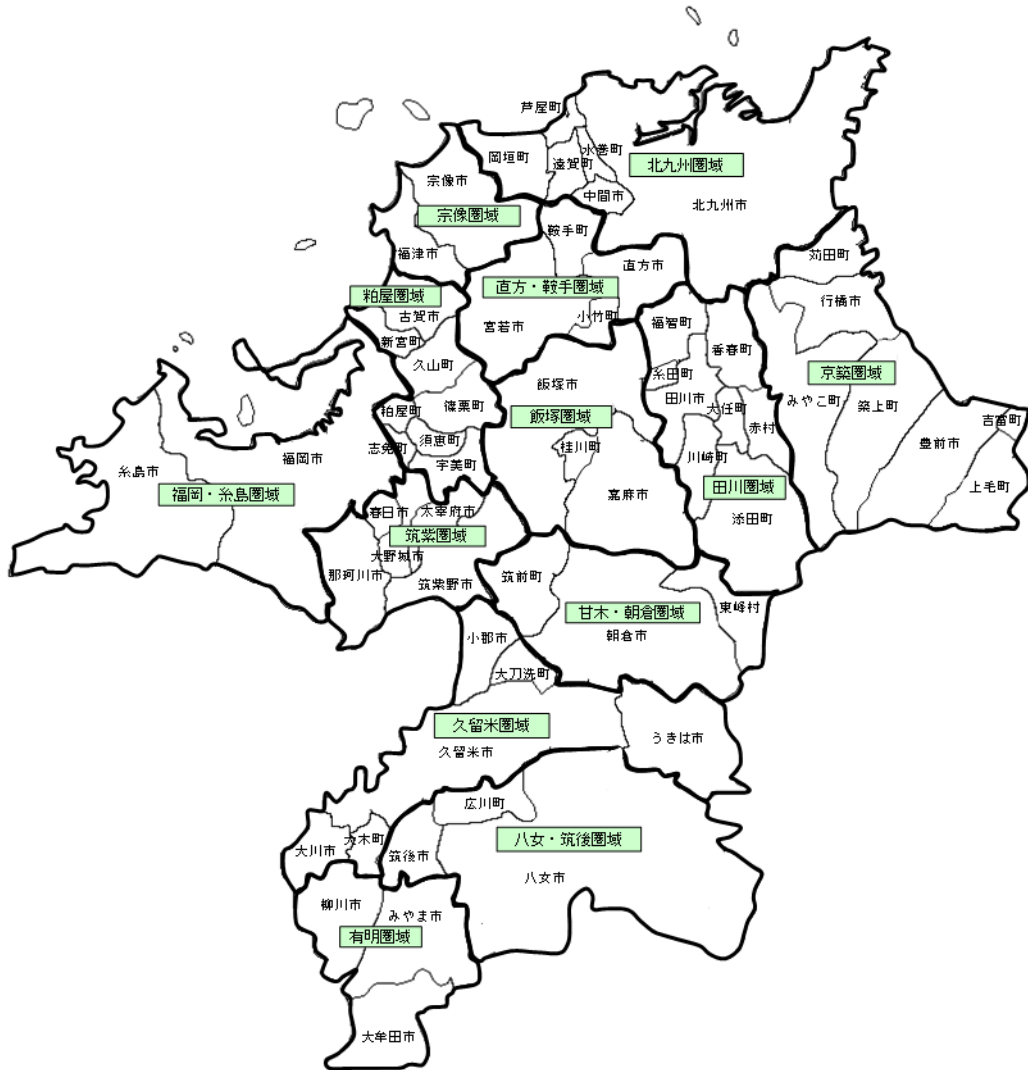
## 5 障がい保健福祉圏域

圏域名	市町村数	人口（人） R5.3.31 現在	市町村
福岡・糸島	2市	1,685,456 (103,158)	福岡市、糸島市
粕屋	1市7町	294,449	古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町
宗像	2市	165,330	宗像市、福津市
筑紫	5市	442,404	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市
甘木・朝倉	1市1町1村	82,862	朝倉市、筑前町、東峰村
久留米	4市2町	451,019	久留米市、小郡市、大川市、うきは市、大刀洗町、大木町
八女・筑後	2市1町	129,230	八女市、筑後市、広川町
有明	3市	205,633	大牟田市、柳川市、みやま市
飯塚	2市1町	173,422	飯塚市、嘉麻市、桂川町
直方・鞍手	2市2町	104,208	直方市、宮若市、小竹町、鞍手町
田川	1市6町1村	118,054	田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、福智町、赤村
北九州	2市4町	1,054,928 (130,980)	北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町
京築	2市5町	183,391	行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

※ 人口資料：住民基本台帳の数値

※ （ ）数は、政令市を除いた内数

# 福岡県障がい保健福祉圏域図



## 6 区域の設定

計画において、指定障がい福祉サービス（障害者総合支援法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスをいいます。以下同じです。）、指定地域相談支援（障害者総合支援法第 51 条の 14 第 1 項に規定する指定地域相談支援をいいます。以下同じです。）及び指定計画相談支援（障害者総合支援法第 51 条の 17 第 2 項に規定する指定計画相談支援をいいます。以下同じです。）の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域（障害者総合支援法第 89 条第 2 項第 2 号に規定する都道府県が定める区域をいいます。以下同じです。）は、次のとおりとします。

- 地域での生活を支える訪問系サービス・相談支援・短期入所や地域での居住の場であるグループホームについては、最も身近なサービスであることから、市町村を区域とします。
- 日中活動系サービス（短期入所を除く）については、それぞれの地域生活の活動範囲によって、近隣の市町村からの通所による利用もあることから、障がい保健福祉圏域を区域とします。
- 施設入所支援については、県内各地の利用者を受け入れることなどから、広域な範囲でサービス提供体制を整備していく必要があり、県全体を区域とします。

障がい福祉サービス等	区 域	区域数
訪問系サービス 短期入所 自立生活援助 共同生活援助（グループホーム） 相談支援	市町村	60
日中活動系サービス（短期入所除く）	障がい保健福祉圏域	13
施設入所支援	県全体	1

また、障がい児通所支援については、身近な地域で支援をうけることができるよう、市町村を単位としてサービスの必要見込量を定めます。

障がい児入所支援については、県内各地の利用者を受け入れることなどから、広域な範囲でサービス提供体制を整備していく必要があり、県全体を単位としてサービスの必要見込量を定めます。

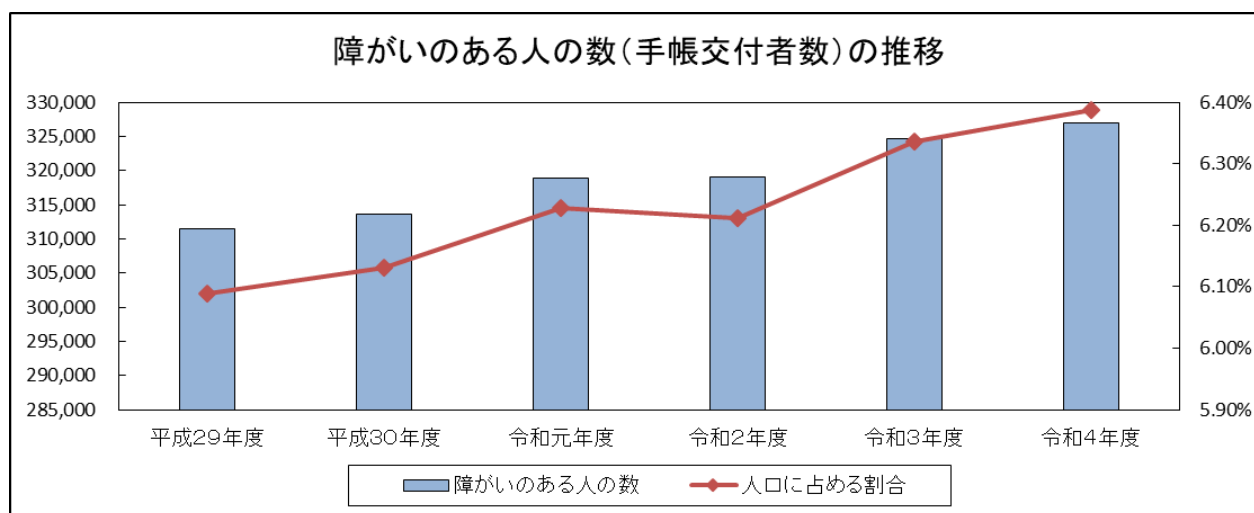
## 第2節 障がいのある人の状況

### 1 障がいのある人の数の推移

本県の令和5年3月末における身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人（手帳交付者数）は326,922人となっています。これを平成29年度の311,538人と比較すると、4.9%増加しています。障がい種別に見ると、身体障がい全体の62.6%を占め、知的障がい17.4%、精神障がい20.0%となっています。

障がいのある人の数		年度末現在（単位：人）			
		身体	知的	精神	合計
令和4年度		204,665	56,852	65,405	326,922
	（構成比）	62.6%	17.4%	20.0%	100.0%
	福岡県（政令市除く）	107,959	30,769	29,181	167,909
	北九州市	44,955	12,043	11,671	68,669
	福岡市	51,751	14,040	24,553	90,344
平成29年度		220,442	48,200	42,896	311,538
	（構成比）	70.8%	15.5%	13.8%	100.0%
	福岡県（政令市除く）	118,631	25,876	19,658	164,165
	北九州市	49,983	10,756	8,652	69,391
	福岡市	51,828	11,568	14,586	77,982
	増加率	▲7.2%	18.0%	52.5%	4.9%

※「身体」は身体障害者手帳交付者数を、「知的」は療育手帳交付者数を、「精神」は精神障害者保健福祉手帳交付者数を意味します。



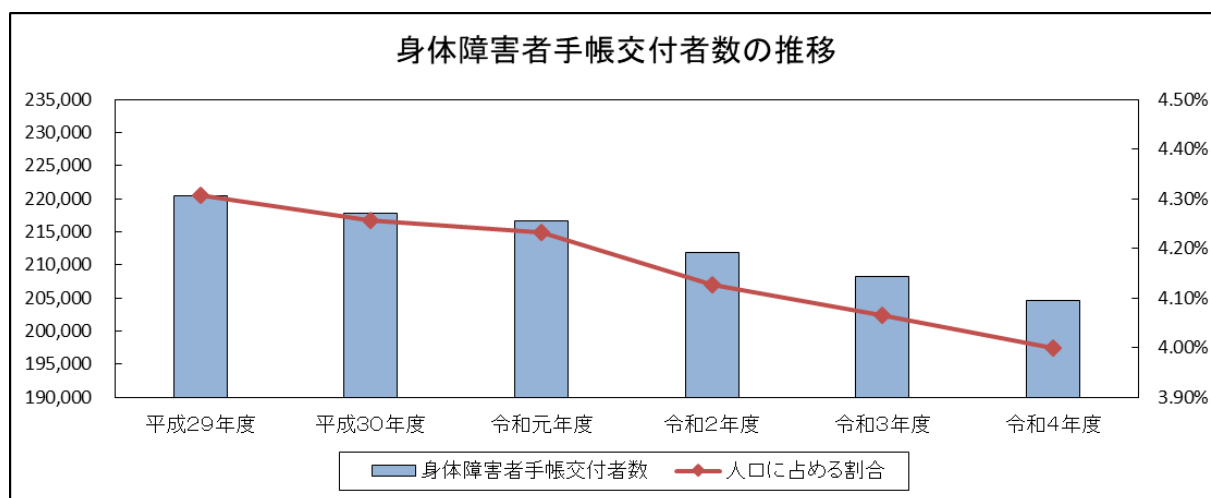
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障がいのある人の数	311,538	313,666	318,875	318,983	324,662	326,922
対前年度伸び率	1.61%	0.68%	1.66%	0.03%	1.78%	0.70%
人口	5,117,115	5,116,736	5,119,458	5,135,214	5,123,371	5,117,967
人口に占める割合	6.09%	6.13%	6.23%	6.21%	6.34%	6.39%

## 2 身体障がいのある人の状況

本県の令和5年3月末における身体障害者手帳交付者数は204,665人となっています。これを平成29年度の220,442人と比較すると、7.2%減少しています。

年齢別では、18歳未満は6.0%減少、18歳以上は7.2%減少しています。

身体障害者手帳交付者数	年度末現在 (単位:人)		
	18歳未満	18歳以上	合計
令和4年度	3,636	201,029	204,665
(構成比)	1.8%	98.2%	100.0%
福岡県(政令市除く)	1,841	106,118	107,959
北九州市	700	44,255	44,955
福岡市	1,095	50,656	51,751
平成29年度	3,868	216,574	220,442
(構成比)	1.8%	98.2%	100.0%
福岡県(政令市除く)	1,979	116,652	118,631
北九州市	764	49,219	49,983
福岡市	1,125	50,703	51,828
増加率	▲6.0%	▲7.2%	▲7.2%



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳交付者数	220,442	217,770	216,673	211,947	208,254	204,665
対前年度伸び率	▲1.27%	▲1.21%	▲0.50%	▲2.18%	▲1.74%	▲1.72%
人口	5,117,115	5,116,736	5,119,458	5,135,214	5,123,371	5,117,967
人口に占める割合	4.31%	4.26%	4.23%	4.13%	4.06%	4.00%



障がいの種類別にみると、肢体不自由が100,308人と最も多く、以下、内部障がいが69,040人、聴覚・平衡障がいが19,376人の順となっています。

平成29年度と比較すると、内部障がいを除き減少しています。

	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体	内部	合計
令和4年度	13,524	19,376	2,417	100,308	69,040	204,665
(構成比)	6.6%	9.5%	1.2%	49.0%	33.7%	100.0%
福岡県(政令市除く)	6,925	10,583	1,268	53,853	35,330	107,959
北九州市	3,118	4,354	570	20,827	16,086	44,955
福岡市	3,481	4,439	579	25,628	17,624	51,751
平成29年度	14,870	19,920	2,527	114,333	68,792	220,442
(構成比)	6.7%	9.0%	1.1%	51.9%	31.2%	100.0%
福岡県(政令市除く)	8,061	11,108	1,322	62,469	35,671	118,631
北九州市	3,340	4,560	630	24,457	16,996	49,983
福岡市	3,469	4,252	575	27,407	16,125	51,828
増加率	▲9.1%	▲2.7%	▲4.4%	▲12.3%	0.4%	▲7.1%

障がいの等級別では、1～2級の重度が96,899人、3～4級の中度が77,691人、5～6級の軽度が30,075人となっています。

これを平成29年度と比較すると、重度は7.3%、中度は7.7%、軽度は5.5%減少しています。

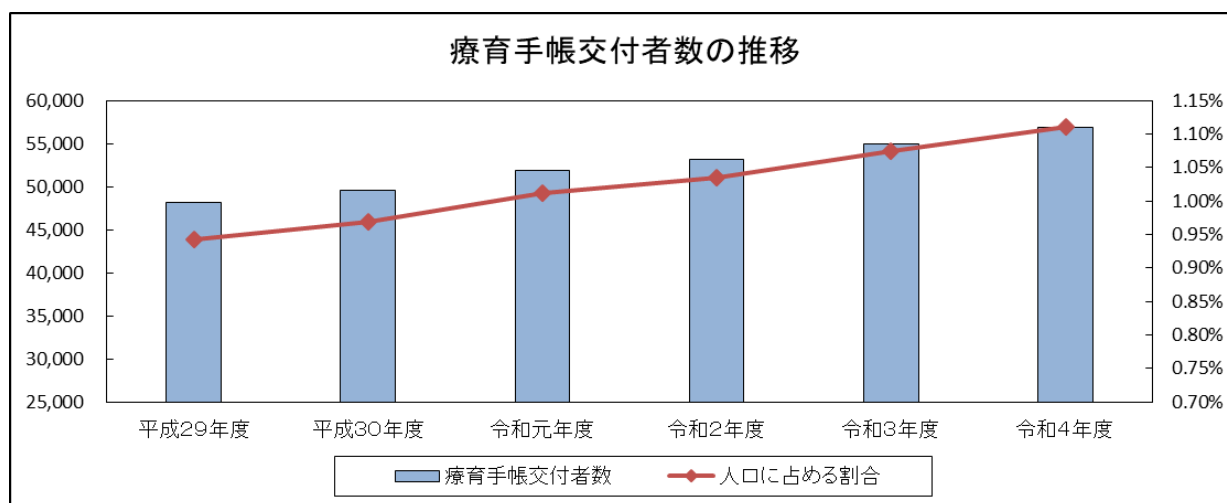
	1～2級(重度)	3～4級(中度)	5～6級(軽度)	合計
令和4年度	96,899	77,691	30,075	204,665
(構成比)	47.3%	38.0%	14.7%	100.0%
福岡県(政令市除く)	49,718	41,572	16,669	107,959
北九州市	21,504	17,463	5,988	44,955
福岡市	25,677	18,656	7,418	51,751
平成29年度	104,486	84,127	31,829	220,442
(構成比)	47.4%	38.2%	14.4%	100.0%
福岡県(政令市除く)	54,493	45,941	18,197	118,631
北九州市	24,060	19,494	6,429	49,983
福岡市	25,933	18,692	7,203	51,828
増加率	▲7.3%	▲7.7%	▲5.5%	▲7.2%

### 3 知的障がいのある人の状況

本県の令和5年3月末における療育手帳交付者数は56,852人となっています。これを平成29年度の48,200人と比較すると、18.0%増加しています。

年齢別では、18歳未満は23.3%、18歳以上は16.2%増加しています。

療育手帳交付者数		年度末現在（単位：人）		
		18歳未満	18歳以上	合計
令和4年度		14,439	42,413	56,852
（構成比）		25.4%	74.6%	100.0%
福岡県（政令市除く）		7,611	23,158	30,769
北九州市		2,564	9,479	12,043
福岡市		4,264	9,776	14,040
平成29年度		11,713	36,487	48,200
（構成比）		24.3%	75.7%	100.0%
福岡県（政令市除く）		6,039	19,837	25,876
北九州市		2,325	8,431	10,756
福岡市		3,349	8,219	11,568
増加率		23.3%	16.2%	18.0%



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
療育手帳交付者数	48,200	50,079	51,826	53,129	55,008	56,852
対前年度伸び率	3.59%	3.90%	3.49%	2.51%	3.54%	3.35%
人口	5,117,115	5,116,736	5,119,458	5,135,214	5,123,371	5,117,967
人口に占める割合	0.94%	0.98%	1.01%	1.03%	1.07%	1.11%

障がいの程度別では、重度が 22,289 人 (39.2%)、中・軽度が 34,563 人 (60.8%) となっています。

これを平成 29 年度と比較すると、重度は 6.9%、中・軽度は 26.4%増加しています。

障がいの程度別療育手帳交付者数	年度末現在 (単位:人)		
	重度	中・軽度	合計
令和4年度	22,289	34,563	56,852
(構成比)	39.2%	60.8%	100.0%
福岡県 (政令市除く)	12,587	18,182	30,769
北九州市	4,306	7,737	12,043
福岡市	5,396	8,644	14,040
平成29年度	20,848	27,352	48,200
(構成比)	43.3%	56.7%	100.0%
福岡県 (政令市除く)	11,796	14,080	25,876
北九州市	4,252	6,504	10,756
福岡市	4,800	6,768	11,568
増加率	6.9%	26.4%	18.0%

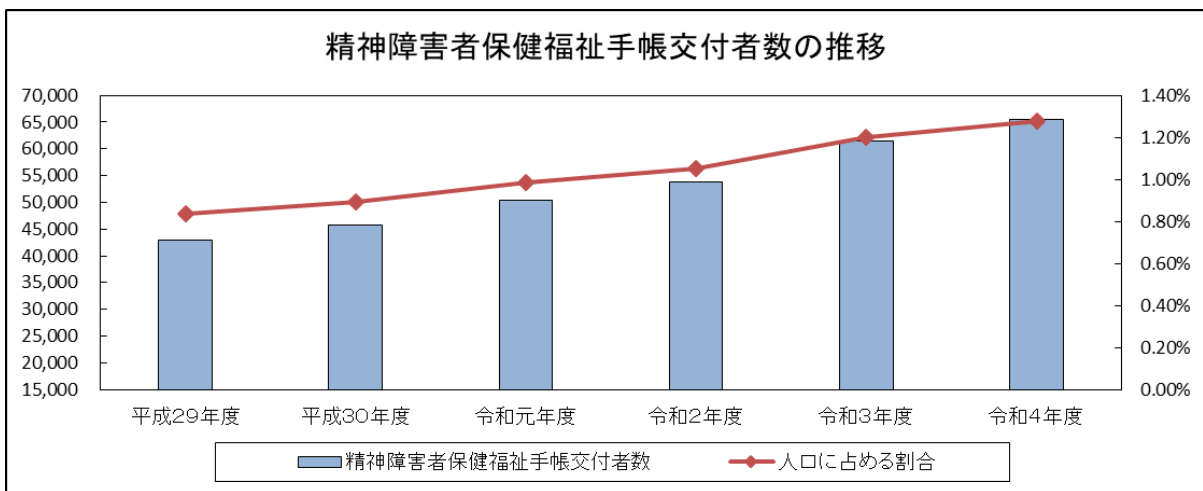
※重度は、知能指数が概ね35以下(身体障がい1～3級と重複している場合は50以下)、中・軽度はそれ以外の知的障がいのある人です。

#### 4 精神障がいのある人の状況

本県の令和5年3月末における精神障害者保健福祉手帳交付者数は65,405人となっています。これを平成29年度の42,896人と比較すると、52.5%増加しています。

障がいの等級別では、1級が3,609人、2級が38,058人、3級が23,738人となっています。

精神障害者保健福祉手帳交付者数		年度末現在（単位：人）			
		1級	2級	3級	合計
令和4年度		3,609	38,058	23,738	65,405
	（構成比）	5.5%	58.2%	36.3%	100.0%
	福岡県（政令市除く）	1,862	17,733	9,586	29,181
	北九州市	623	7,447	3,601	11,671
	福岡市	1,124	12,878	10,551	24,553
平成29年度		3,156	26,332	13,408	42,896
	（構成比）	7.4%	61.4%	31.3%	100.0%
	福岡県（政令市除く）	1,628	12,408	5,622	19,658
	北九州市	579	5,565	2,508	8,652
	福岡市	949	8,359	5,278	14,586
	増加率	14.4%	44.5%	77.0%	52.5%



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神障害者保健福祉手帳交付者数	42,896	45,817	50,376	53,907	61,400	65,405
対前年度伸び率	16.61%	6.81%	9.95%	7.01%	13.90%	6.52%
人口	5,117,115	5,116,736	5,119,458	5,135,214	5,123,371	5,117,967
人口に占める割合	0.84%	0.90%	0.98%	1.05%	1.20%	1.28%

本県の令和4年6月末における精神科病院に入院して治療を受けている人は16,505人となっています。これを平成29年度の18,545人と比較すると11%減少しています。

また、令和5年3月末における自立支援医療（精神通院医療）を受給して通院治療を受けている人は100,076人となっています。これを平成29年度の84,882人と比較すると17.9%増加しています。

精神科病院入院患者数及び自立支援医療(精神通院医療)受給者数 (単位:人)

	精神科病院入院患者数	自立支援医療 (精神通院医療)受給者数
令和4年度	16,505	100,076
福岡県(政令市除く)	9,779	49,354
北九州市	3,418	19,673
福岡市	3,308	31,049
平成29年度	18,545	84,882
福岡県(政令市除く)	18,545	42,262
北九州市	-	16,618
福岡市	-	26,002
増加率	▲11.0%	17.9%

精神科病院入院患者数:6月末現在  
自立支援医療(精神通院医療)受給者数:年度末現在

### 第3節 障がいのある人の雇用、特別支援学校卒業者の進路状況

#### 1 障がいのある人の雇用状況

※全国及び本県の障がい者雇用の状況は、12月に公表される予定です。

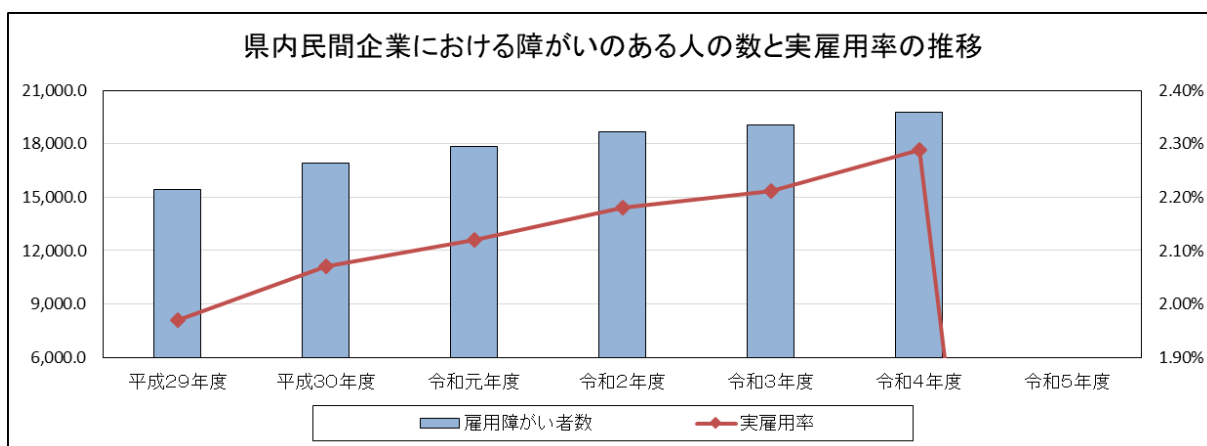
民間企業における法定雇用率は、令和5年度から令和8年度までの間に2.3%から2.7%に段階的に引き上げられます。引き続き雇用の拡大に向けた一層の取組が必要です。

民間における雇用状況（法定雇用率 2.3%） 各年度6月1日現在

区分	企業数 (社)	常用労働者数 (人) A	障がいのある人の数(人)		計 B×2+C D	実雇用率 (%) D÷A	法定雇用率 達成企業の 割合(%)	
			重度身体障がい者及び 重度知的障がい者 B	重度以外の身体障がい 者、知的障がい者及び 精神障がい者 C				
令和3年度	全 国	106,924	27,156,780.5	133,509.5	330,767.0	597,786.0	2.20%	47.0%
	福 岡	4,118	861,513.5	3,785.5	11,487.0	19,058.0	2.21%	49.9%
令和4年度	全 国	107,691	27,281,606.5	134,417.5	345,123.0	613,958.0	2.25%	48.3%
	福 岡	4,123	863,559.5	3,797.0	12,163.0	19,757.0	2.29%	50.8%
令和5年度	全 国					0.0	#DIV/0!	
	福 岡					0.0	#DIV/0!	

※A欄、B欄及びC欄において、短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントとしている。  
なお、短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者のことをいう。

※D欄において、重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、1人を2人に相当するものとして、ダブルカウントとしている。  
(重度身体障がい者及び重度知的障がい者である短時間労働者については、1人とカウントする。)



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
雇用障がい者数	15,432.0	16,903.5	17,842.0	18,648.5	19,058.0	19,757.0	0.0
実雇用率	1.97%	2.07%	2.12%	2.18%	2.21%	2.29%	#DIV/0!

## 2 特別支援学校卒業者の進路状況

本県の令和4年度特別支援学校卒業者の進路状況（令和5年5月1日現在）は、中学部卒業者の98.3%が高等部へ進学し、高等部卒業者の35.7%が就職しています。

特別支援学校中学部・高等部卒業者の進路状況（学校種別、県立・市立合計） 各年度3月卒業生の翌年5月1日現在

		進学			就職			職業訓練			福祉施設			病院入院			家事手伝			その他			計			
		R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	R3年度	R4年度	
中学部	計	人	421	427	509	1	0	1	1	0	0	2	7	4	6	0	1	1	1	1	4	3	2	436	438	518
		%	96.56	97.49	98.26	0.23	0.00	0.19	0.23	0.00	0.00	0.46	1.60	0.77	1.38	0.00	0.19	0.23	0.23	0.19	0.92	0.68	0.39	100.00	100.00	100.00
高等部	視覚	人	2	2	2	0	1	1	1	2	4	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	7	9
		%	66.67	28.57	22.22	0.00	14.29	11.11	33.33	28.57	44.44	0.00	28.57	22.22	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100.00	100.00
	聴覚	人	10	6	5	12	5	5	3	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	25	15	11
		%	40.00	40.00	45.45	48.00	33.33	45.45	12.00	20.00	0.00	0.00	6.67	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	9.09	0.00	0.00	0.00	100.00	100.00	100.00
	知的	人	0	1	2	244	270	265	1	4	2	403	366	392	7	2	6	7	5	0	9	14	12	671	662	679
		%	0.00	0.15	0.29	36.36	40.79	39.03	0.15	0.60	0.29	60.06	55.29	57.73	1.04	0.30	0.88	1.04	0.76	0.00	1.34	2.11	1.77	100.00	100.00	100.00
	肢体	人	2	1	0	1	3	2	0	2	0	66	67	54	0	0	0	1	0	0	0	1	2	70	74	58
		%	2.86	1.35	0.00	1.43	4.05	3.45	0.00	2.70	0.00	94.29	90.54	93.10	0.00	0.00	0.00	1.43	0.00	0.00	0.00	1.35	3.45	100.00	100.00	100.00
	病弱	人	0	0	0	1	1	1	0	0	0	2	5	8	0	1	0	2	0	0	0	0	1	5	7	10
		%	0.00	0.00	0.00	20.00	14.29	10.00	0.00	0.00	0.00	40.00	71.43	80.00	0.00	14.29	0.00	40.00	0.00	0.00	0.00	0.00	10.00	100.00	100.00	100.00
	計	人	14	10	9	258	280	274	5	11	6	471	441	456	7	3	6	10	5	1	9	15	15	774	765	767
		%	1.81	1.31	1.17	33.33	36.60	35.72	0.65	1.44	0.78	60.85	57.65	59.45	0.90	0.39	0.78	1.29	0.65	0.13	1.16	1.96	1.96	100.00	100.00	100.00

## 第4節 福岡県障がい者福祉計画(第5期)・福岡県障がい児福祉計画(第2期)の進捗状況

### 1 障がい福祉サービス等の利用状況及び障がい児通所支援等の利用状況

令和3年度及び令和4年度の障がい福祉サービス等の利用状況は、次ページの表のとおりです。

訪問系サービス、生活介護、自立訓練(生活訓練)就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、療養介護、共同生活援助、施設入所支援、放課後等デイサービス、医療型児童入所支援は、ほぼ見込みのとおり利用状況となっています。

その他、児童発達支援、保育所等訪問支援、障がい児相談支援は見込みに比べ多くの利用があったことがわかります。特に、保育所等訪問支援は、事業者数が増加していることや利用者への周知も広まってきていることから、令和4年度の実績は令和3年度に比べても高い値を示しています。

一方で、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、地域移行及び地域定着の相談支援は見込みに比べて大幅に低くなっています。

特に、利用状況が最も低い居宅訪問型児童発達支援は、令和2年度の調査時も最も低い値でしたが、こちらは平成30年度に創設されたサービスで、原則として通所支援との併用ができないことなどから全国的にも低い利用状況となっていました。この状況を受けて国は、令和2年度に個別の児童の状態に応じて柔軟に対応できるよう通所支援との併用ができる場合の具体的な運用例を示しています。本県においても、本サービスの利用について市町村に対し周知を行い、ニーズに対応したサービスの提供体制の確保を推し進めます。



○ 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の利用状況（利用見込みと利用実績）

(1か月当たり)

サービス種別		単位	令和3年度		②/①	令和4年度		④/③	令和5年度
			①見込み	②実績		③見込み	④実績		見込み
訪問系	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援	時間	285,880	308,159	107.8%	296,975	321,456	108.2%	308,285
		人	11,656	11,149	95.7%	12,041	11,446	95.1%	12,437
日中活動系	生活介護	人日	252,967	256,928	101.6%	257,723	266,440	103.4%	262,407
		人	12,995	12,797	98.5%	13,211	13,044	98.7%	13,428
	自立訓練(機能訓練)	人日	2,466	1,400	56.8%	2,575	1,864	72.4%	2,662
		人	159	97	61.0%	163	131	80.4%	166
	自立訓練(生活訓練)	人日	13,867	14,748	106.4%	14,293	13,737	96.1%	14,763
		人	866	904	104.4%	900	891	99.0%	939
	就労移行支援	人日	38,705	36,577	94.5%	40,144	37,067	92.3%	41,653
		人	2,361	1,991	84.3%	2,440	1,991	81.6%	2,523
	就労継続支援(A型)	人日	105,552	115,033	109.0%	111,135	127,303	114.5%	117,049
		人	5,386	5,577	103.5%	5,677	6,091	107.3%	5,987
	就労継続支援(B型)	人日	211,663	236,666	111.8%	222,858	271,568	121.9%	234,533
		人	12,357	13,097	106.0%	13,065	14,333	109.7%	13,804
	就労定着支援	人	877	709	80.8%	1,054	753	71.4%	1,261
	療養介護	人	1,170	1,140	97.4%	1,189	1,148	96.6%	1,207
	福祉型短期入所	人日	14,705	12,119	82.4%	15,497	15,452	99.7%	16,366
		人	2,613	1,652	63.2%	2,755	2,185	79.3%	2,912
医療型短期入所	人日	2,414	1,567	64.9%	2,621	1,549	59.1%	2,836	
	人	469	270	57.6%	512	287	56.1%	562	
居住系	自立生活援助	人	106	66	62.3%	135	63	46.7%	164
	共同生活援助	人	6,681	7,212	107.9%	7,131	7,999	112.2%	7,598
	施設入所支援	人	6,355	6,225	98.0%	6,319	6,176	97.7%	6,270
相談支援	地域移行支援	人	156	50	32.1%	185	52	28.1%	217
	地域定着支援	人	253	111	43.9%	312	130	41.7%	381
	計画相談支援	人	50,869	43,008	84.5%	53,318	44,315	83.1%	55,864
障がい児通所支援	児童発達支援	人日	46,944	57,631	122.8%	50,219	67,978	135.4%	53,743
		人	5,096	6,035	118.4%	5,491	7,057	128.5%	5,917
	医療型児童発達支援	人日	724	430	59.4%	765	381	49.8%	813
		人	96	61	63.5%	104	60	57.7%	113
	放課後等デイサービス	人日	179,423	191,325	106.6%	195,696	229,244	117.1%	212,324
		人	12,602	13,384	106.2%	13,703	15,720	114.7%	14,833
	保育所等訪問支援	人日	703	726	103.3%	783	1,516	193.6%	854
		人	443	402	90.7%	485	882	181.9%	528
居宅訪問型児童発達支援	人日	332	59	17.8%	403	60	14.9%	455	
	人	82	19	23.2%	94	15	16.0%	103	
障がい児入所支援	福祉型児童入所支援	人	277	266	96.0%	271	245	90.4%	265
	医療型児童入所支援	人	158	155	98.1%	156	151	96.8%	154
障がい児相談支援		人	18,355	20,007	109.0%	20,246	31,706	156.6%	22,194

- ・「時間」：月間のサービス提供時間
  - ・「人日」：月間の利用人員（実人数）×1人1月当たりの平均利用日数
  - ・「人」：月間の利用人員（実人数）
- ※相談支援については、一年間の数字です。

## 2 数値目標の進捗状況

福岡県障がい者福祉計画（第5期）・福岡県障がい児福祉計画（第2期）において定めた数値目標並びに計画期間途中である令和4年度末における実績及び進捗状況は、表のとおりです。

「福岡県障がい者福祉計画(第5期)・福岡県障がい児福祉計画(第2期)」に係る数値目標(見込み量)について

項目	第5期計画の数値目標等 (令和5年度)	令和4年度		
		実績	進捗率	
地域移行	【福祉施設の入所者の地域生活への移行者数】 (数値目標の考え方)入所者数6,586人(基準時点 R元年度末)の6% (実績)R3～R4年度末までの累計	396人	165人	41.7%
	【施設入所者数の削減数】 (数値目標の考え方)入所者数6,586人(基準時点 R元年度末)の1.6% (実績)基準時点～R4年度末までの累計	106人	201人	189.6%
	【入院後3か月時点の精神障がいのある人の退院率】 (実績)R元年度のもの	69%	61%	88.1%
	【入院後6か月時点の精神障がいのある人の退院率】 (実績)R元年度のもの	86%	78%	90.6%
	【入院後1年時点の精神障がいのある人の退院率】 (実績)R元年度のもの	92%	85%	92.6%
	【在院期間が1年以上の精神障がいのある人の長期入院患者数】	9,489人	10,310人	108.7%
	【精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数】 (実績)R元年度のもの	316日以上	318.1日	100.7%
	【精神障がいのある人による地域移行支援のサービス利用者数】	172人	65人	37.8%
	【精神障がいのある人による地域定着支援のサービス利用者数】	265人	83人	31.3%
	【精神障がいのある人による共同生活援助のサービス利用者数】	2,847人	4,169人	146.4%
【精神障がいのある人による自立生活援助のサービス利用者数】	111人	247人	222.5%	
一般就労への移行	【福祉施設利用者の一般就労への移行者数】 (数値目標の考え方)R5年度の年間一般就労者数 R元年度の1.27倍以上	1,305人	1,109人	85.0%
	【就労移行支援事業の一般就労数】 (数値目標の考え方)R元年度の1.30倍以上	944人	689人	73.0%
	【就労継続支援A型事業所の一般就労数】 (数値目標の考え方)R元年度の1.26倍以上	218人	211人	96.8%
	【就労継続支援B型事業所の一般就労数】 (数値目標の考え方)R元年度の1.23倍以上	123人	134人	108.9%
	【就労定着支援事業の利用者数】	70.0%	43.2%	61.7%
	【就労定着支援事業による職場定着率】 (数値目標の考え方)就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上	70.0%	71.2%	101.7%
	【就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数】(見込み量)	1,285人	1,034人	80.5%
	【障がいのある人に対する職業訓練の受講者数】(見込み量)	120人	71人	59.2%
	【福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数】(見込み量)	353人	78人	22.1%
	【福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数】(見込み量)	200人	151人	75.5%
【公共職業安定所の支援を受けて福祉施設から就職する者の数】(見込み量)	660人	331人	50.2%	
障がい児支援の提供体制の整備	【児童発達支援センター】 (目標の考え方)各市町村に整備する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可)	60市町村	38市町村	63.3%
	【保育所訪問支援を利用できる体制】 (目標の考え方)全ての市町村において構築する	60市町村	48市町村	80.0%
	【主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所】 (目標の考え方)各市町村に確保する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可)	60市町村	39市町村	65.0%
	【主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所】 (目標の考え方)各市町村に確保する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可)	60市町村	38市町村	63.3%
	【難聴児支援のための中核的機能を有する体制】 (目標の考え方)県において確保する	有	有	
	【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場】 (目標の考え方)県及び各市町村に設置する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可)			
	県	設置	設置	—
	市町村	60市町村	32市町村	53.3%
	【医療的ケア児等に関するコーディネーター】 (目標の考え方)県及び各市町村に設置する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可)			
	県	設置	設置	—
市町村	60市町村	32市町村	53.3%	

項 目		第5期計画の 数値目標等 (令和5年度)	令和4年度	
			実 績	進捗率
発達障がい に対する支 援のある 人等	【発達障がい者支援地域協議会の開催回数】(見込み量)	1 回	1 回	100.0%
	【発達障がい者支援センターによる相談件数】(見込み量)	7,240 件	4,598 件	63.5%
	【発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの関 係機関への助言件数】(見込み量)	345 件	156 件	45.2%
	【発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの外 部機関や地域住民への研修、啓発件数】(見込み量)	360 件	288 件	80.0%
	【ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受 講者数】(見込み量)	30 人	10 人	33.3%
	【ピアサポートの活動への参加人数】(見込み量)	450 人	456 人	101.3%
地域生 活支 援	【専門性の高い相談支援事業】(見込み数)			
	(1)発達障がい者支援センター運営事業	4 か所	4 か所	100.0%
	(2)高次脳機能障がい及びその関連障がいにに対する支援普及事業	4 か所	4 か所	100.0%
	(3)障がい児等療育支援事業	13 か所	13 か所	100.0%
	(4)障害者就業・生活支援センター事業	13 か所	13 か所	100.0%
	【専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業】(見込み量)			
	(1)手話通訳者・要約筆記者養成研修事業			
	手話通訳者	5 人	6 人	120.0%
	要約筆記者	5 人	1 人	20.0%
	(2)盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	19 人	11 人	57.9%
	(3)失語症者意思疎通支援者養成研修事業	15 人	8 人	53.3%
	【専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業】(見込み量)			
	(1)手話通訳者・要約筆記者派遣事業			
	手話通訳者	750 人	1,198 人	159.7%
	要約筆記者	120 人	104 人	86.7%
	(2)盲ろう者通訳・介助員派遣事業	410 人	418 人	102.0%
	(3)失語症者意思疎通支援者派遣事業	180 人	6 人	3.3%
	【意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業】(見込み量)			
	(1)当該事業の実施の有無	有	有	—
	【広域的な支援事業】(見込み量)			
(1)都道府県相談支援体制整備事業	7 か所	7 か所	100.0%	
(2)発達障がい者支援地域協議会による体制整備事業	1 か所	1 か所	100.0%	
そ の 他	【地域生活支援拠点等の整備】 (目標の考え方)各市町村に確保する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可)	60 市町村	48 市町村	80.0%
	【県内の就労継続支援B型事業所で働く障がいのある人の平均収入月額】	20,000円以上	1月公表	—

### 3 障がい福祉サービス事業所等の指定状況

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業所等及び一般相談支援事業所の指定並びに児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業所等の指定は、事業所が所在する都道府県等が基準を審査した上で行います（福岡県においては、北九州市及び福岡市に所在する事業所の指定は、各市が行います。また、久留米市に所在する事業所の指定は、障がい児入所支援事業所を除き、久留米市が行います。）

特定相談支援事業所の指定は、事業所が所在する各市町村が行います。

## 障がい福祉サービス事業者の指定数

(令和5年4月1日 現在)

種 別	指定数				合計
	県域	北九州市	福岡市	久留米市	
居宅介護	414	211	352	66	1,043
重度訪問介護	344	186	279	49	858
同行援護	136	66	109	31	342
行動援護	26	6	31	5	68
重度障がい者等包括支援	0	0	1	0	1
生活介護	292	103	105	37	537
自立訓練(機能訓練)	5	0	4	0	9
自立訓練(生活訓練)	48	22	39	8	117
宿泊型自立訓練	3	5	1	1	10
就労移行支援	67	29	84	8	187
就労継続支援(A型)	165	58	96	36	355
就労継続支援(B型)	392	158	154	47	751
就労定着支援	27	13	30	7	77
療養介護	7	4	2	1	14
短期入所	226	56	110	34	426
自立生活援助	5	0	8	2	15
共同生活援助	345	84	174	52	655
施設入所支援	94	11	13	12	130
地域移行支援	73	26	31	19	149
地域定着支援	71	25	28	19	143
計画相談支援	349	108	174	37	668
医療型児童発達支援	0	0	2	0	2
児童発達支援	296	132	20	36	484
児童発達支援センター	23	8	11	2	44
保育所等訪問支援	95	9	25	11	140
放課後等デイサービス	532	226	307	61	1,126
居宅訪問型児童発達支援	11	1	8	0	20
医療型障がい児入所支援	8	3	2	(1)	13
福祉型障がい児入所支援	6	2	3	(0)	11
障がい児相談支援	293	77	103	31	504
合計	4,353	1,629	2,306	611	8,899

※久留米市の障がい児入所支援事業は県で指定しているため、県域の(内数)として掲載

## 第2章 各論

### 第1節 地域生活移行、一般就労移行についての数値目標と対応策

障がいのある人等の自立を支援する観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援に対応したサービス提供体制を整えるため、令和8年度の数値目標を設定し、必要なサービス量を見込むとともに、その達成状況を把握しながら提供体制の整備に取り組んでいきます。

#### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障がいのある人等が、それぞれの地域において自立した日常生活・社会生活を営むため、福祉施設入所から地域生活への移行を進めていきます。なお、この項において、地域生活への移行とは、福祉施設（障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設をいいます。以下、この項において同じです。）の入所者が入所施設を退所し、生活の場をグループホームや一般住宅等へ移すことなどをいいます。

##### （1）現状と課題

グループホームなどの障がいのある人の住まいの場の確保が進んでいることなどにより、地域生活への移行が進んでいる一方で、障がいのある人の高齢化・重度化などにより福祉施設へ入所する人もみられ、施設入所者数の削減は、十分に進んでいるとはいえない状況があります。

このため、障がいのある人のニーズに応じて、福祉施設ではなく、地域で生活していくことができるよう支援する取り組みが必要です。福祉施設入所から地域生活への移行を円滑に進めるためには、施設入所者の社会生活能力を高めるための自立訓練等を充実させることのほか、地域で安心して暮らしていくための住まいの場や必要な訪問系サービス・日中活動系サービスの確保、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築などが必要です。

## (2) 目標値の設定

県では、これまでの利用実績や国の基本指針（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和 5 年こども家庭庁・厚生労働省告示第 1 号）をいいます。以下同じです。）を踏まえ、令和 8 年度末の施設入所者数の削減数及び地域生活移行者数を次の表のとおり設定します。

項 目		数 値
目標値	令和 4 年度末における 施設入所者数 (A)	6, 3 8 5 人
	令和 8 年度末における 施設入所者数 (B)	6, 0 6 5 人
	削減数 (A-B)	3 2 0 人
	地域生活移行者数	3 8 4 人

※ 地域生活移行者数は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間に福祉施設を退所して地域生活へ移行する人の数です。

### 施設入所者の地域生活への移行者数の状況

区 分	H30. 4. 1～ H31. 3. 31	H31. 4. 1～ R2. 3. 31	R2. 4. 1～ R3. 3. 31	R3. 4. 1～ R4. 3. 31	R4. 4. 1～ R5. 3. 31
人 数	84 人	129 人	93 人	84 人	81 人

## (3) 目標達成への対応策

地域生活への移行を進めるに当たっては、地域へ送りだす施設、受け入れる地域、施設と地域を結びつけるための相談支援という三つの視点に基づいて、支援策を講じていきます。



### ① 福祉施設による支援

地域生活への移行を円滑に進めるため、機能訓練や生活訓練など、施設入所者の社会生活能力を高める支援を行うよう推進します。

行事等を通じて地域との交流を確保し、障がいのある人が地域に入りやすい環境をつくるよう助言等を行います。

### ② 住まいの場の確保

公営住宅等の活用やグループホームの創設を促進することにより、障がいのある人の住まいの場の確保に努めます。

### ③ 訪問系サービス・日中活動系サービスの確保

地域で自立した生活を送るため、居宅介護などの訪問系サービスや生活介護、就労継続支援などの日中活動系サービスの確保に努めます。

- ホームヘルパー、同行援護、重度訪問介護及び行動援護従業者の養成研修を実施します。
- 障がい福祉サービス事業者の指定を計画的に行うとともに、事業者に対する指導や研修により、提供されるサービスの質の確保に努めます。
- サービスの提供に必要な施設の創設、改修等の経費に対する助成を行います。

### ④ 地域の理解の促進

障がいのある人に対する地域住民の理解を促進するため、啓発活動を行います。

### ⑤ 相談支援体制の確保

相談支援従事者研修を実施し、相談支援員の確保に努めます。

地域移行支援及び地域定着支援を提供する一般相談支援事業所の創設を促進します。

## 2 指定障がい者支援施設の必要入所定員総数

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、施設入所や入院している障がいのある人の地域生活への移行を進めていくこととしております。

令和8年度末の必要入所定員総数については、令和2年度からの実績を踏まえて削減した人数を目標値とします。

令和2年度から令和5年度の実績及び令和6年度から令和8年度までの目標値は、次のとおりです。

(単位：人)

実績				目標値		
R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
6,982	6,914	6,910	6,910	6,886	6,862	6,838

※4月1日時点の定員数

## 3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組みます。

### (1) 現状と課題

地域移行や地域生活継続のために支援が必要な精神障がいのある人について、関係機関が連携して支援できるよう、自立支援関係機関会議の設置や、地域における精神障がいのある人についての理解促進、グループホーム等の施設整備など、地域における受け入れ体制を整えることにより、退院可能な精神障がいのある人の地域移行を進めているところです。

本県における令和元年度の精神病床における入院後1年時点での退院率は85.2%と全国の87.7%を下回っています。今後、関係機関との連携を深め、支援体制の充実を図り、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組む必要があります。

## (2) 目標値の設定

県では、現状及び国の基本指針を踏まえ、令和8年度末までの目標値を次のように定めます。

項 目	数 値
入院後3か月時点の退院率	69.0%以上
入院後6ヶ月時点の退院率	86.0%以上
入院後1年時点の退院率	92.0%以上
在院期間が1年以上の長期入院患者数	10,012人以下
精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	325.3日以上

(実績)

項 目	数 値
入院後3か月時点の退院率 (令和元年度)	60.8%
入院後6ヶ月時点の退院率 (令和元年度)	77.9%
入院後1年時点の退院率 (令和元年度)	85.2%
在院期間が1年以上の長期入院患者数 (令和4年度)	10,310人
精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 (令和元年度)	318.1日

\* 「精神保健福祉資料」及び厚生労働科学研究費補助金「良質な精神保健医療福祉の提供体制構築を目指したモニタリング研究」より

### (3) 目標達成への対応策

精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域における保健・医療・福祉関係者による協議の場を活用して、関係機関との連携を深め、支援体制の充実を図ります。

さらに、夜間・休日電話相談事業や退院した精神障がいのある人を地域で見守る体制の仕組みをつくり、地域生活に移行した精神障がいのある人に対して、症状悪化時等必要なときにいつでもフォローアップをし、精神障がいのある人の地域生活への移行を円滑に進めます。

また、地域で精神障がいのある人が安心して生活できる社会をつくるために、県民や関係機関を対象に、精神障がいのある人への理解を深める啓発を行います。

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて以下の施策を基本に取り組みます。

### ① 精神障がいのある人の地域移行、地域生活継続のための支援

長期在院者の円滑な退院促進及び地域生活の継続を図るため、精神科病院をはじめ市町村、障がい福祉サービス事業者等の関係機関と十分な連携を図りながら、次のような支援を行います。

- ・ 保健・医療・福祉関係者による協議の場の有効な活用
- ・ 退院した精神障がいのある人の症状悪化時の対応方策を示したプランの活用等による見守り体制の構築
- ・ 夜間・休日電話相談の設置
- ・ 精神障がいのある人の家族のための相談窓口の設置
- ・ 精神障がいのある人に対する保健師の訪問指導の実施
- ・ 共同生活援助及び自立生活援助の充実強化

### ② 精神障がいに対する正しい理解の促進

地域で共に生活する人々の精神障がい及び精神障がいのある人についての理解を深めるため、次のような事業を進めます。

- ・ 保健福祉（環境）事務所や精神保健福祉センターで開催している各種講演や精神保健福祉大会（こころの健康づくり大会）等での啓発
- ・ 市町村や関係団体と連携した総合的な相談事業の充実
- ・ 不動産事業者や障がい福祉サービス事業者等を対象とした啓発

### ③ 地域生活への移行を進めるための環境整備

- ・ 日中活動の場として、創作的活動・生産活動や交流活動の機会を提供する地域活動支援センターの確保を図るため、地域のニーズに応じた整備を進めます。
- ・ 障がい福祉サービス事業者に対し、精神障がいのある人の受け入れにあたっては、利用者の意向、適性、障がいの特性を踏まえた適切かつ効果的なサービスを提供するよう指導します。

	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がいのある人による地域移行支援のサービス必要見込量	103人	126人	144人
精神障がいのある人による地域定着支援のサービス必要見込量	142人	166人	184人
精神障がいのある人による共同生活援助のサービス必要見込量	4,028人	4,402人	4,801人
精神障がいのある人による自立生活援助のサービス必要見込量	85人	99人	110人
精神障がいのある人による自立訓練（生活訓練）のサービス必要見込量	779人	842人	914人

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

障がいのある人が、自立した地域生活を安定かつ継続的に送るためには、経済的な基盤であり、生きがいとなる就労が重要な要素となります。

本県では、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいいます。）の促進や労働関係機関との連携を通じて、障がいのある人の一般就労への移行を積極的に進めるよう取り組んでいきます。

また、福祉施設（就労移行支援事業等を行う施設をいいます。以下、この項において同じです。）から一般就労への移行のみならず、離職者や特別支援学校卒業者に対する就職の支援、障がいのある人に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障がい者雇用全体についての取組を併せて進めていきます。

### （1）現状と課題

県内民間企業における雇用障がい者数は、令和4年19,757.0人（前年19,058.0人）と前年から699.0人増加しています。

また、福祉施設利用者のうち一般就労に移行した人は、令和4年度実績で1,109人（目標値1,305人の約85%）となっています。

福祉施設から一般就労への移行をより一層進めるため、福祉・労働・教育等関係機関と民間企業等が連携を密にし、障がいのある人の一般就労を進めていくことが必要です。

### （2）目標値の設定

#### ① 福祉施設を退所し一般就労する者の数

国の基本指針では、令和8年度中に一般就労に移行する者の数を令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とすることとされています。

目標値は、国の基本指針を踏まえて、令和8年度の年間一般就労移行者数を1,389人とします。

項 目	数 値
令和3年度の年間一般 就労移行者数	765人
<b>【目標値】</b> 令和8年度の年間一般 就労移行者数	1,389人

② 就労移行支援事業により一般就労へ移行する者の数

国の基本指針では、令和8年度中に就労移行支援事業により一般就労に移行する者の数を令和3年度の1.31倍以上とすることを基本とすることとされています。

目標値は、国の基本指針を踏まえて、令和8年度の就労移行支援事業による年間一般就労移行者数を734人とします。

項 目	数 値
令和3年度の就労移行 支援事業による年間一 般就労移行者数	431人
<b>【目標値】</b> 令和8年度の就労移行 支援事業による年間一 般就労移行者数	734人

③ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の数

国の基本指針では、令和8年度における就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とすることとされています。



目標値は、国の基本指針を踏まえて、令和8年度における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割とします。

項 目	数 値
<b>【目標値】</b> 令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	50.0%

④ 就労継続支援A型事業により一般就労へ移行する者の数

国の基本指針では、令和8年度中に就労継続支援A型事業により一般就労に移行する者の数を令和3年度の概ね1.29倍以上とすることを目指すものとされています。

目標値は、国の基本指針を踏まえて、令和8年度の就労継続支援A型事業による年間一般就労移行者数を263人とします。

項 目	数 値
令和3年度の就労継続支援A型事業による年間一般就労移行者数	171人
<b>【目標値】</b> 令和8年度の就労継続支援A型事業による年間一般就労移行者数	263人

⑤ 就労継続支援B型事業により一般就労へ移行する者の数

国の基本指針では、令和8年度中に就労継続支援B型事業により一般就労に移行する者の数を令和3年度の概ね1.28倍以上とすることを目指すものとされています。

目標値は、国の基本指針を踏まえて、令和8年度の就労継続支援B型事業による年間一般就労移行者数を182人とします。

項 目	数 値
令和3年度の就労継続支援B型事業による年間一般就労移行者数	92人
<b>【目標値】</b> 令和8年度の就労継続支援B型事業による年間一般就労移行者数	182人

⑥ 就労定着支援事業の利用者数

国の基本指針では、令和8年度の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度の1.41倍以上とすることを基本とすることとされています。

目標値は、国の基本指針を踏まえて、令和8年度における就労移行支援事業の利用者数を1,050人とします。

項 目	数 値
令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	744人
<b>【目標値】</b> 令和8年度の就労定着支援事業の利用者数	1,050人

⑦ 就労定着支援事業の就労定着率

国の基本指針では、令和 8 年度の就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とすることを基本とすることとされています。

目標値は、国の基本指針を踏まえて、令和 8 年度における就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分とします。

項 目	数 値
【目標値】 就労定着率 7 割以上の 事業所	2 5 . 0 %

⑧ 労働関係機関と連携した就労関連の目標

障がい者雇用に関して労働関係機関と連携した支援者見込み数を、国の基本指針を踏まえて次のように設定します。

項目	令和 8 年度の見込み数
障がいのある人に対する職業訓練の受講者数	7 2 人
福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数	1 5 3 人
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数	1 6 3 人
公共職業安定所の支援を受けて福祉施設から就職する者の数	4 5 0 人

### (3) 目標達成への対応策

一般就労への移行等を進めるにあたっては、就労移行支援事業等の実施や労働関係機関との連携を通じて、障がいのある人への支援策を講じていきます。

#### ① 障がいのある人に対する職業訓練の実施

福岡障害者職業能力開発校で実施する民間教育訓練機関等を活用した多様な委託訓練事業において、障がいのある人の能力や適性及び雇用ニーズに対応した訓練により就職に必要な知識・技能の習得を図るとともに、ハローワーク等職業紹介機関や就労移行支援事業者と連携を図りながら、就労に結びつけていきます。

#### ② 福祉施設から公共職業安定所への誘導

福祉施設利用者のうち必要な方が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福岡労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促します。

#### ③ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導

県内13か所の障害者就業・生活支援センターにおいて、障がいのある人の身近な地域で、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関とのネットワークを形成し、就業及びそれに伴う生活に必要な支援を実施します。

#### ④ 公共職業安定所の支援による福祉施設からの就職

公共職業安定所の支援を受けて就職に結びつくよう、福岡労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促します。

#### ⑤ その他雇用機会の拡大

- ・ 福岡県障がい者雇用拡大事業において、中小企業を対象に求人開拓を強化するとともに、企業と障がいのある人双方の就職相談から個別指導、職場定着まで一貫して支援します。
- ・ 法定雇用率未達成企業等に対し、障がい者雇用制度の周知を図るとともに、障がい種別による雇用のノウハウを提供する等、雇用促進を図ります。
- ・ 特別支援学校生徒の職場実習の拡充や企業の人事担当者と教職員の交流会等を通して、特別支援学校の生徒の就職に対する意欲向上を図るとともに、就業機会の拡大に努めます。
- ・ 一般就労を希望する障がいのある人が、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業の実施を事業者に促します。

## 第2節 障がい児支援の提供体制の整備等についての数値目標と対応策

子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならないと規定されています。障がいのある児童とその家族に対しては、教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関とも連携を図りながら、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

### (1) 現状と課題

令和5年4月1日現在、県内には児童発達支援センターが44か所設置されており、保育所等訪問支援事業所数は140か所となっています。

また、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は70か所、放課後等デイサービス事業所は97か所となっています。

できる限り身近な地域で支援を受けられるようにするためには、提供体制の整備等を促進するとともに保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携を密にする必要があります。

### (2) 目標値の設定

#### ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

国の基本指針では、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置も可）することを基本とすることとされています。

また、児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等は、保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とすることとされています。

国の基本指針を踏まえ、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町

村に少なくとも1つずつ整備し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を全ての市町村において構築することを目標に取り組みます。

項 目	目 標
児童発達支援センター	各市町村に整備する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可) (令和8年度末)
保育所等訪問支援等を活用した障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	全ての市町村において構築する（令和8年度末）

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針では、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保（市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での整備も可）することを基本とすることとされています。

国の基本指針を踏まえ、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1つずつ確保することを目標に取り組みます。

項 目	目 標
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	各市町村に確保する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可) (令和8年度末)
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	各市町村に確保する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可) (令和8年度末)

③ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

国の基本指針では、聴覚障がいのある児童を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、「難聴児の早期発見・早期療育推進を総合的に推進するための計画」を策定することとなっています。その際、令和8年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障がい）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とすることとされています。



国の基本指針を踏まえ、「難聴児の早期発見・早期療育推進を総合的に推進するための計画」を策定し、令和8年度末までに、県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障がい）等の活用を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを目標に取り組みます。

項 目	目 標
難聴児支援のための中核的機能を有する体制及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制	県において確保する (令和8年度末)

④ 医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本指針では、令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する(市町村単独での配置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での配置も可)ことを基本とすることとされています。

県では、令和4年4月1日に医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置しました。

さらに、国の基本指針を踏まえ、令和8年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を県及び各市町村に設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目標に取り組みます。

項 目	目 標
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	県及び各市町村に設置する (障がい保健福祉圏域における共同設置も可) (令和8年度末)
医療的ケア児等に関するコーディネーター	各市町村に配置する(障がい保健福祉圏域における共同配置も可) (令和8年度末)

○コーディネーター配置人数の見込み

(単位:人)

圏域	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人	人	人	人
福岡・糸島	2	3	3	4
粕屋	6	6	6	8
宗像	1	1	1	2
筑紫	5	5	5	6
甘木・朝倉	0	1	2	2
久留米	4	6	7	9
八女・筑後	4	4	4	4
有明	1	3	3	3
飯塚	3	6	6	6
直方・鞍手	4	4	4	4
田川	0	0	0	3
北九州	3	9	9	9
京築	0	3	4	5
県計	33	51	54	65

⑤ 障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

国の基本指針では、各都道府県及び各指定都市において、障がい児入所施設に入所する児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに移行調整に係る協議の場を設置することを基本とすることとされています。

国の基本指針を踏まえ、関係機関と連携を図りながら、令和8年度末までに、移行調整に係る協議の場を設置することを目標に取り組みます。

項 目	目 標
移行調整の協議の場の設置	県及び政令市に設置する (令和8年度末)

⑥ 子ども・子育て支援

県及び市町村は、障がいのある児童の子ども・子育て支援の利用ニーズについて把握し、希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における受入体制の整備を行います。

見込量調整中	令和4年度 受入実績 (人)	見込み(人)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	●●●人	●●●人	●●●人	●●●人
認定こども園	●●●人	●●●人	●●●人	●●●人
地域型保育事業	●●●人	●●●人	●●●人	●●●人
放課後児童 健全育成事業	●●●人	●●●人	●●●人	●●●人

### (3) 目標達成への対応策

- 事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行う等により、必要なサービスの提供に努めます。
- 多様なサービスの提供体制を確保するため、複数の事業を一体的に運営する多機能型事業所の実施を促進します。
- サービスの提供体制を整備するため、施設の創設、改修等について、経費の助成を行います。
- 各市町村の体制整備に関し、必要な支援を行います。
- 医療的ケア児等コーディネーターを育成するため、相談支援専門員・保健師・訪問看護師等を対象とした養成研修を実施します。

### 第3節 地域生活支援の充実

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等へ移行しやすくするための体制を、地域の実情に応じて整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えることを目的として、各市町村（障がい保健福祉圏域における共同整備も可）において地域生活支援拠点等の整備を進めています。

国の基本指針を踏まえ、令和8年度末までの間、各市町村（複数市町村による共同整備を含む）に地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを目標に取り組みます。

項 目	目 標
地域生活支援拠点等	各市町村(複数市町村による共同整備を含む)に整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築し、年1回以上運用状況を検証及び検討する (令和8年度末)

また、強度行動障がいのある人の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がいのある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

項 目	目 標
強度行動障がいのある人の支援体制	各市町村(障がい保健福祉圏域における共同整備も可)において支援ニーズを把握し、支援体制を整備する (令和8年度末)

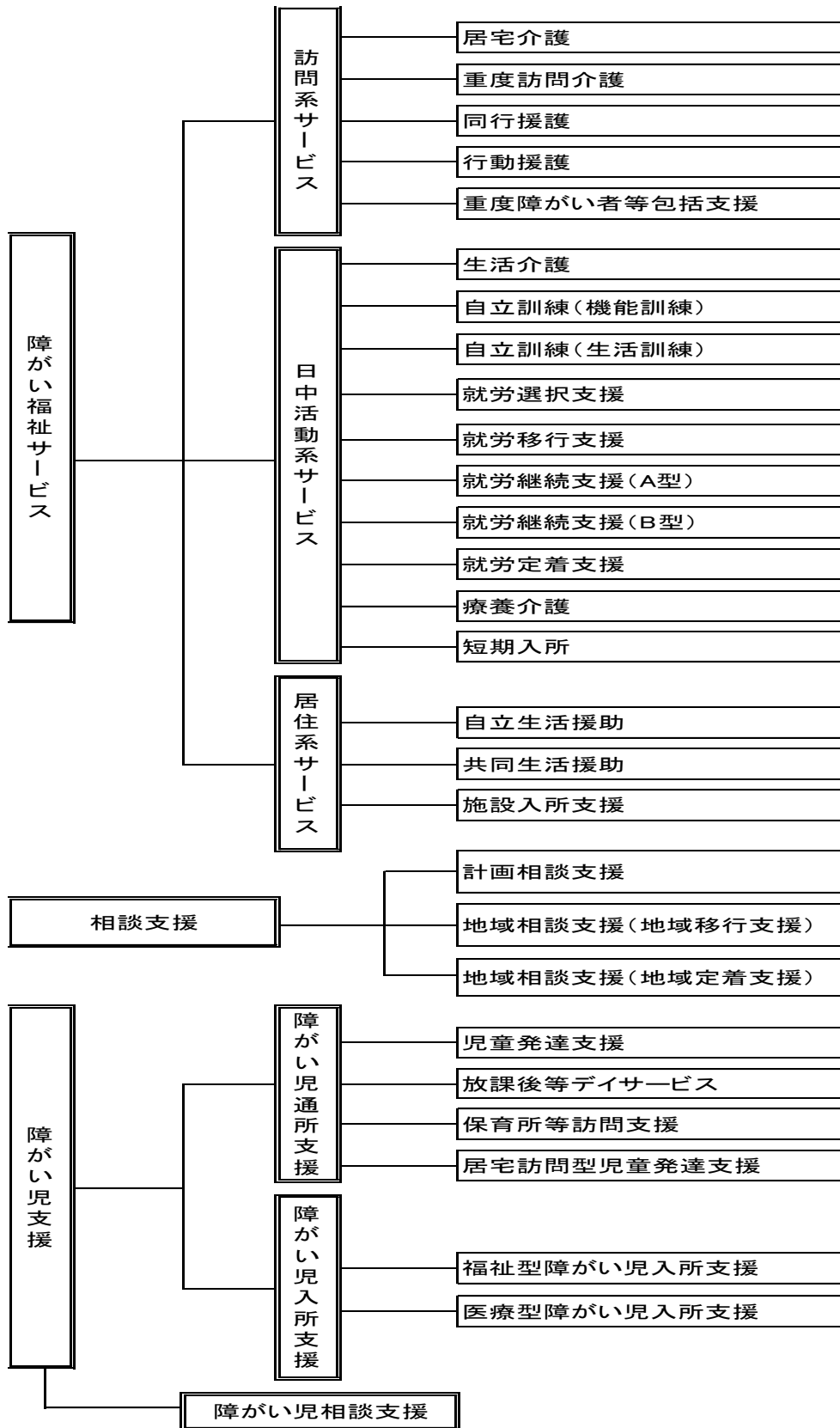
## 第4節 障がい福祉サービス等の見込量と確保策

障がいのある人等が自立した日常生活・社会生活を営むために、必要な障がい福祉サービスや相談支援等が受けることができるよう、計画期間中に必要であると見込まれる障がい福祉サービス等の量及びその見込量の確保のための方策を定め、障がい福祉サービス等の提供体制を計画的に整備していきます。

障がい福祉サービス等の見込量の算定に当たっては、利用実態等や障がいのある人等のニーズなどを考慮しています。



《サービス体系》



## 1 訪問系サービス

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援の5つのサービスからなります。

居宅介護	障がいのある人等の居宅において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者その他の障がいのある人であって常時介護を要する人の居宅において、入浴、排せつ又は食事の介護等や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がいのある人等が外出する時に、障がいのある人等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある障がいのある人等で常時介護を必要とする人が行動する際に、生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。
重度障がい者等包括支援	常時介護を必要とする障がいのある人等でその介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護その他の障がい福祉サービスを包括的にを行います。

(1) サービスの必要見込量

① 居宅介護の必要見込量

(単位:時間、人/月)

市町村名	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	時間	人	時間	人	時間	人	時間	人
北九州市	34,761	1,832	34,304	1,847	34,795	1,879	35,292	1,912
福岡市	98,054	3,604	93,565	3,834	97,308	3,987	101,200	4,146
大牟田市	7,519	350	7,568	352	7,568	352	7,568	352
久留米市	14,800	800	15,251	815	15,708	831	16,179	848
直方市	1,593	94	1,600	100	1,600	100	1,600	100
飯塚市	5,237	311	5,572	325	5,700	333	5,833	341
田川市	1,025	73	1,100	100	1,100	100	1,100	100
柳川市	1,017	65	990	65	985	64	980	63
八女市	2,083	113	2,117	140	2,117	140	2,117	140
筑後市	1,235	98	1,388	115	1,471	124	1,559	134
大川市	520	52	639	62	639	62	639	62
行橋市	1,927	83	1,896	85	1,940	87	1,985	89
豊前市	514	27	560	28	560	28	580	29
中間市	1,203	69	1,566	88	1,585	89	1,604	90
小都市	2,166	106	2,400	120	2,600	130	2,800	140
筑紫野市	2,839	157	2,600	155	2,650	160	2,750	165
春日市	2,856	137	2,900	140	3,100	150	3,200	160
大野城市	1,932	89	2,030	94	2,073	96	2,116	98
宗像市	1,274	90	1,265	93	1,265	93	1,265	93
太宰府市	1,938	80	2,498	111	2,520	112	2,543	113
古賀市	778	52	1,154	50	1,314	50	1,497	51
福津市	469	67	1,240	83	1,320	92	1,410	101
うきは市	389	26	7,020	36	7,215	37	7,410	38
宮若市	450	41	454	41	458	41	462	41
嘉麻市	2,153	112	2,192	152	2,276	163	2,363	175
朝倉市	579	39	560	42	602	45	648	48
みやま市	939	65	1,013	67	1,097	71	1,188	74
糸島市	1,086	68	1,333	98	1,492	104	1,670	111
那珂川市	1,506	57	1,636	62	1,636	62	1,636	62
宇美町	1,095	46	1,134	47	1,154	48	1,174	49
篠栗町	614	44	675	45	690	46	705	47
志免町	906	74	902	64	917	65	932	66
須恵町	380	25	476	34	496	36	516	38
新宮町	1,147	42	1,189	48	1,308	53	1,439	58
久山町	285	7	320	8	350	9	400	10
粕屋町	900	56	866	57	881	58	912	60
芦屋町	306	22	360	25	360	25	360	25
水巻町	688	46	675	45	675	45	675	45
岡垣町	430	32	396	35	408	36	419	37
遠賀町	491	18	487	21	487	20	487	18
小竹町	260	14	255	17	255	17	255	17
鞍手町	426	28	544	34	544	34	544	34
桂川町	2,968	24	3,800	19	3,800	19	3,800	19
筑前町	236	27	268	23	268	23	268	23
東峰村	1	1	0	0	0	0	0	0
大刀洗町	188	12	225	15	240	16	255	17
大木町	195	9	190	18	190	18	190	18
広川町	1,383	29	578	34	612	36	646	38
善春町	290	20	448	28	464	29	480	30
添田町	332	21	350	30	334	28	325	27
糸田町	539	31	488	38	502	39	517	40
川崎町	675	48	900	60	900	60	900	60
大任町	253	14	294	14	294	14	294	14
赤村	151	7	160	8	180	9	200	10
福智町	1,154	57	1,637	71	1,591	68	1,547	65
苅田町	430	39	540	54	540	54	540	54
みやこ町	307	25	351	26	407	29	472	32
吉富町	127	11	156	12	156	12	156	12
上毛町	38	6	120	10	144	12	168	14
築上町	318	21	330	23	335	23	340	24
県計	210,348	9,613	217,525	10,264	224,177	10,563	231,110	10,877

※令和4年度実績のうち、月単位の実績は、令和5年3月の実績（以下、同じです。）です。

② 重度訪問介護のサービス必要見込量

(単位:時間、人/月)

市町村名	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	時間	人	時間	人	時間	人	時間	人
北九州市	18,078	37	22,221	45	25,609	53	29,514	62
福岡市	43,190	89	50,397	105	56,949	116	64,352	128
大牟田市	781	9	1,042	12	1,215	14	1,389	16
久留米市	8,151	38	9,505	50	10,455	56	11,501	62
直方市	663	4	680	4	700	5	710	5
飯塚市	8	1	92	2	92	2	92	2
田川市	327	3	420	4	420	4	420	4
柳川市	882	7	900	6	850	6	850	6
八女市	1,300	8	1,300	10	1,300	10	1,300	10
筑後市	698	6	742	7	742	7	742	7
大川市	0	0	112	1	112	1	112	1
行橋市	246	2	280	2	280	2	280	2
豊前市	103	1	200	2	200	2	200	2
中間市	20	1	70	2	70	2	70	2
小郡市	980	4	1,623	6	1,813	7	2,003	8
筑紫野市	2,049	5	2,000	6	2,000	6	2,000	6
春日市	531	1	800	2	800	2	800	2
大野城市	32	2	320	2	320	2	320	2
宗像市	1,734	7	1,570	7	1,800	8	2,025	9
太宰府市	311	1	622	2	622	2	933	3
古賀市	837	3	2,700	4	3,000	5	3,000	5
福津市	0	0	200	2	200	2	200	2
うきは市	0	1	1,721	3	1,721	3	1,721	3
宮若市	406	4	406	4	406	4	406	4
嘉麻市	159	2	124	2	124	2	124	2
朝倉市	0	0	50	1	50	1	50	1
みやま市	120	1	300	3	300	3	300	3
糸島市	84	4	520	10	540	14	570	19
那珂川市	0	0	1	1	1	1	1	1
宇美町	96	2	96	1	96	1	96	1
篠栗町	0	0	0	0	0	0	0	0
志免町	401	1	210	1	210	1	210	1
須恵町	0	0	0	0	0	0	0	0
新宮町	346	1	266	1	270	1	540	2
久山町	0	0	0	0	0	0	0	0
粕屋町	0	0	600	1	600	1	600	1
芦屋町	0	0	0	0	0	0	0	0
水巻町	231	1	245	1	245	1	245	1
岡垣町	0	0	186	1	186	1	186	1
遠賀町	0	0	0	0	0	0	0	0
小竹町	0	0	9	1	9	1	9	1
鞍手町	114	1	228	2	228	2	228	2
桂川町	95	1	124	2	124	2	124	2
筑前町	610	2	901	3	901	3	901	3
東峰村	0	0	0	0	0	0	0	0
大刀洗町	199	1	600	3	800	4	1,000	5
大木町	229	1	260	2	260	2	260	2
広川町	195	3	473	11	516	12	559	13
香春町	226	2	120	2	120	2	120	2
添田町	0	0	0	0	0	0	0	0
糸田町	121	1	109	1	112	1	115	1
川崎町	96	2	134	2	134	2	134	2
大任町	0	0	0	0	0	0	0	0
赤村	202	1	45	1	45	1	45	1
福智町	79	3	105	1	105	1	105	1
苅田町	687	2	1,149	3	1,149	3	1,149	3
みやこ町	161	1	154	1	151	1	149	1
吉富町	0	0	0	0	0	0	0	0
上毛町	0	0	0	0	0	0	0	0
築上町	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	85,772	267	106,932	348	118,952	385	132,760	425

③ 同行援護のサービス必要見込量

(単位:時間、人/月)

市町村名	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	時間	人	時間	人	時間	人	時間	人
北九州市	598	285	4,227	287	4,382	293	4,542	300
福岡市	12,284	545	12,171	544	12,633	555	13,133	566
大牟田市	1,340	52	1,419	55	1,419	55	1,419	55
久留米市	996	65	947	71	937	73	928	74
直方市	258	15	260	15	265	16	270	17
飯塚市	471	43	454	41	441	39	428	38
田川市	67	4	60	5	60	5	60	5
柳川市	108	6	95	6	95	6	95	6
八女市	234	16	222	21	222	21	222	21
筑後市	48	7	63	7	63	7	63	7
大川市	12	2	55	3	55	3	55	3
行橋市	104	12	104	12	104	12	104	12
豊前市	0	0	7	1	7	1	7	1
中間市	176	17	212	23	224	24	236	25
小郡市	64	4	130	5	156	6	182	7
筑紫野市	421	26	440	26	460	28	480	30
春日市	438	18	430	20	530	30	650	40
大野城市	411	14	464	16	493	17	522	18
宗像市	127	13	84	12	91	13	98	14
太宰府市	170	14	254	16	270	17	286	18
古賀市	101	9	129	9	147	9	167	10
福津市	84	12	280	15	320	16	360	18
うきは市	22	2	360	3	360	3	360	3
宮若市	3	1	5	1	5	1	5	1
嘉麻市	96	10	117	13	117	13	117	13
朝倉市	206	12	178	9	179	9	180	9
みやま市	144	9	110	8	120	9	120	9
糸島市	446	15	508	28	542	33	580	39
那珂川市	171	8	158	9	158	9	158	9
宇美町	93	3	92	3	92	3	92	3
篠栗町	123	9	135	9	135	9	135	9
志免町	15	3	98	8	98	8	98	8
須恵町	38	3	59	3	64	3	69	3
新宮町	0	0	0	0	4	1	8	1
久山町	20	2	22	2	22	2	22	2
粕屋町	144	6	174	7	199	8	224	9
芦屋町	41	3	55	4	55	4	55	4
水巻町	60	8	120	8	120	8	120	8
岡垣町	51	4	60	6	60	6	60	6
遠賀町	6	1	21	5	26	7	32	9
小竹町	0	0	0	0	0	0	0	0
鞍手町	9	2	36	3	36	3	36	3
桂川町	0	0	0	0	0	0	0	0
筑前町	60	4	56	3	56	3	56	3
東峰村	0	0	0	0	0	0	0	0
大刀洗町	34	4	60	5	72	6	84	7
大木町	29	2	40	4	40	4	40	4
広川町	82	6	96	8	96	8	96	8
香春町	3	1	40	2	40	2	40	2
添田町	42	3	25	3	25	3	25	3
糸田町	0	0	1	1	1	1	1	1
川崎町	30	5	48	6	56	7	72	9
大任町	0	0	0	0	0	0	0	0
赤村	0	0	0	0	5	1	10	2
福智町	42	4	180	6	180	6	180	6
苅田町	95	7	60	6	60	6	60	6
みやこ町	45	3	48	3	51	3	54	3
吉富町	4	1	5	1	5	1	5	1
上毛町	0	0	0	0	0	0	0	0
築上町	3	1	10	1	10	1	20	2
県計	20,657	1,321	25,483	1,388	26,463	1,437	27,521	1,490

④ 行動援護のサービス必要見込量

(単位:時間、人/月)

市町村名	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	時間	人	時間	人	時間	人	時間	人
北九州市	89	7	73	5	75	5	77	5
福岡市	1,013	90	1,180	88	1,298	90	1,428	92
大牟田市	59	5	82	7	82	7	82	7
久留米市	289	15	193	13	180	13	167	13
直方市	44	4	45	4	50	5	55	6
飯塚市	30	43	8	1	8	1	8	1
田川市	38	2	20	4	20	4	20	4
柳川市	81	2	65	2	70	3	75	4
八女市	11	2	14	3	14	3	14	3
筑後市	10	3	12	3	12	3	12	3
大川市	0	0	14	1	14	1	14	1
行橋市	0	0	3	1	3	1	3	1
豊前市	0	0	5	1	10	2	10	2
中間市	0	0	5	1	5	1	5	1
小郡市	41	2	75	5	75	5	90	6
筑紫野市	144	12	200	14	220	15	240	16
春日市	124	7	130	7	150	10	170	20
大野城市	244	8	300	10	330	11	360	12
宗像市	54	5	35	4	35	4	35	4
太宰府市	109	5	153	7	174	8	196	9
古賀市	0	0	20	1	20	1	20	1
福津市	1	1	15	2	15	2	15	2
うきは市	7	6	150	1	300	2	300	2
宮若市	0	0	10	1	10	1	10	1
嘉麻市	39	2	32	2	34	2	34	2
朝倉市	0	0	4	1	4	1	4	1
みやま市	14	2	30	3	30	3	30	3
糸島市	6	1	30	5	35	7	40	9

市町村名	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	時間	人	時間	人	時間	人	時間	人
那珂川市	108	4	147	6	167	7	187	8
宇美町	10	1	20	2	20	2	20	2
篠栗町	0	0	0	0	0	0	0	0
志免町	0	0	20	1	20	1	20	1
須恵町	0	0	0	0	0	0	0	0
新宮町	0	0	0	0	4	1	8	1
久山町	0	0	0	0	0	0	0	0
粕屋町	0	0	21	2	21	2	21	2
芦屋町	0	0	0	0	0	0	0	0
水巻町	0	0	0	0	0	0	0	0
岡垣町	0	0	0	0	0	0	0	0
遠賀町	0	0	0	0	0	0	0	0
小竹町	0	0	0	0	0	0	0	0
鞍手町	0	0	7	1	7	1	7	1
桂川町	0	0	0	0	0	0	0	0
筑前町	1	1	1	1	1	1	1	1
東峰村	0	0	0	0	0	0	0	0
大刀洗町	0	0	100	5	120	6	140	7
大木町	0	0	10	1	10	1	10	1
広川町	35	2	75	5	75	5	75	5
香春町	12	2	40	2	40	2	40	2
添田町	0	0	0	0	0	0	0	0
糸田町	0	0	1	1	1	1	1	1
川崎町	0	0	0	0	0	0	0	0
大任町	0	0	0	0	0	0	0	0
赤村	27	1	12	1	12	1	12	1
福智町	8	2	98	5	98	5	98	5
苅田町	30	1	20	2	20	2	20	2
みやこ町	0	0	0	0	0	0	0	0
吉富町	3	1	5	1	5	1	5	1
上毛町	0	0	0	0	0	0	0	0
葉上町	5	1	5	1	5	1	10	2
県計	2,680	240	3,486	234	3,900	251	4,190	274

⑤ 重度障がい者等包括支援

(単位:時間、人/月)

市町村名	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	時間	人	時間	人	時間	人	時間	人
北九州市	0	0	0	0	0	0	0	1
福岡市	1,999	5	180	6	180	6	180	6
大牟田市	0	0	0	0	0	0	0	0
久留米市	0	0	0	0	0	0	0	0
直方市	0	0	0	0	0	0	0	0
飯塚市	0	0	0	0	0	0	0	0
田川市	0	0	0	0	0	0	0	0
柳川市	0	0	0	0	0	0	0	0
八女市	0	0	0	0	0	0	0	0
筑後市	0	0	0	0	0	0	0	0
大川市	0	0	30	1	30	1	30	1
行橋市	0	0	0	0	0	0	0	0
豊前市	0	0	0	0	0	0	0	0
中間市	0	0	40	1	40	1	40	1
小郡市	0	0	0	0	0	0	0	0
筑紫野市	0	0	0	0	0	0	0	0
春日市	0	0	100	1	100	1	100	1
大野城市	0	0	160	1	160	1	160	1
宗像市	0	0	360	1	360	1	360	1
太宰府市	0	0	0	0	0	0	0	0
古賀市	0	0	0	0	0	0	0	0
福津市	0	0	0	0	0	0	0	0
うきは市	0	0	2	1	4	2	6	3
宮若市	0	0	0	0	0	0	0	0
嘉麻市	0	0	0	0	0	0	0	0
朝倉市	0	0	30	1	30	1	30	1
みやま市	0	0	0	0	0	0	0	0
糸島市	0	0	20	1	20	1	20	1
那珂川市	0	0	1	1	1	1	1	1
宇美町	0	0	0	0	0	0	0	0
篠栗町	0	0	0	0	0	0	0	0
志免町	0	0	372	1	372	1	372	1
須恵町	0	0	0	0	0	0	0	0
新宮町	0	0	0	0	0	0	0	0
久山町	0	0	0	0	0	0	0	0
粕屋町	0	0	0	0	0	0	0	0
芦屋町	0	0	0	0	0	0	0	0
水巻町	0	0	0	0	0	0	0	0
岡垣町	0	0	0	0	0	0	0	0
遠賀町	0	0	0	0	0	0	0	0
小竹町	0	0	0	0	0	0	0	0
鞍手町	0	0	0	0	0	0	0	0
桂川町	0	0	0	0	0	0	0	0
筑前町	0	0	300	1	300	1	300	1
東峰村	0	0	0	0	0	0	0	0
大刀洗町	0	0	0	0	0	0	0	0
大木町	0	0	0	0	0	0	0	0
広川町	0	0	0	0	0	0	0	0
香春町	0	0	0	0	0	0	0	0
添田町	0	0	0	0	0	0	0	0
糸田町	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎町	0	0	0	0	0	0	0	0
大任町	0	0	0	0	0	0	0	0
赤村	0	0	0	0	0	0	0	0
福智町	0	0	0	0	0	0	0	0
苅田町	0	0	0	0	0	0	0	0
みやこ町	0	0	0	0	0	0	0	0
吉富町	0	0	0	0	0	0	0	0
上毛町	0	0	0	0	0	0	0	0
築上町	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	1,999	5	1,595	17	1,597	18	1,599	20

## (2) サービス確保のための方策

- 事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行う等により、必要なサービス量の提供に努めます。
- 行動援護従業者養成研修を実施し、人材の養成・確保に努めます。
- 障がい者（児）ホームヘルパー養成研修や同行援護従業者養成研修、重度訪問介護従業者養成研修の事業者指定を通じ、ホームヘルパー及びガイドヘルパーの人材養成・確保に努めます。
- 福岡県福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、公共職業安定所等において、福祉・介護分野への就職希望者等の相談に応じたり、職場を体験する機会を提供したりすることで、福祉・介護分野への円滑な就労及び定着を支援し、訪問系サービスに携わる人材を確保します。



## 2 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、療養介護及び短期入所の10のサービスからなります。

生活介護	常時介護を必要とする障がいのある人に、主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行います。
自立訓練（機能訓練）	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練等を行います。
自立訓練（生活訓練）	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労選択支援	障がいのある人が就労先・働き方について良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人について、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

就労継続支援A型	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、雇用して就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援B型	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動等を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労定着支援	障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人に、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所（福祉型・医療型）	<p>居宅において障がいのある人等の介護を行う人の病気等の理由で、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。</p> <p>重症心身障がい児・者等を対象とし、病院、有床診療所、老人保健施設及び無床診療所（日中の場合のみ）が行う短期入所を医療型短期入所といい、その他の短期入所を福祉型短期入所といいます。</p>

(1) サービスの必要見込量

① 生活介護のサービス必要見込量

(単位:人日、人/月)

圏域	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
福 岡 ・ 糸 島	66,624	3,481	63,311	3,744	65,822	3,879	68,097	4,014
粕 屋	10,734	530	11,442	549	11,825	561	12,195	573
宗 像	7,105	351	6,894	358	6,924	359	6,944	360
筑 紫	14,344	700	14,289	712	14,545	726	14,801	740
甘 木 ・ 朝 倉	5,297	246	5,054	251	5,075	253	5,097	255
久 留 米	26,007	1,288	25,122	1,288	25,274	1,305	25,272	1,305
八 女 ・ 筑 後	8,786	412	9,108	458	9,335	467	9,566	477
有 明	14,735	694	14,604	707	14,684	711	14,674	710
飯 塚	13,988	681	14,071	699	14,100	704	14,128	708
直 方 ・ 鞍 手	8,371	397	8,599	411	8,649	416	8,699	421
田 川	9,377	441	10,012	488	10,124	494	10,239	499
北 九 州	71,367	3,364	70,666	3,397	71,794	3,419	72,941	3,441
京 築	9,705	459	9,613	480	9,763	487	9,920	493
県 計	266,440	13,044	262,786	13,542	267,914	13,780	272,573	13,996

② 自立訓練（機能訓練）のサービス必要見込量

(単位:人日、人/月)

圏域	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
福 岡 ・ 糸 島	636	55	541	50	497	46	453	42
粕 屋	121	10	242	15	273	17	285	18
宗 像	111	8	160	12	160	12	160	12
筑 紫	149	11	235	15	273	18	311	21
甘 木 ・ 朝 倉	23	1	63	2	102	4	149	6
久 留 米	278	16	662	27	718	32	746	34
八 女 ・ 筑 後	50	4	107	5	122	6	122	6
有 明	23	1	83	5	83	5	83	5
飯 塚	105	7	54	5	54	5	54	5
直 方 ・ 鞍 手	46	2	73	3	73	3	73	3
田 川	40	2	60	3	82	4	82	4
北 九 州	269	13	229	13	232	14	234	14
京 築	13	1	87	4	87	4	87	4
県 計	1,864	131	2,596	159	2,756	170	2,839	174

③ 自立訓練（生活訓練）のサービス必要見込量

(単位:人日、人/月)

圏域	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
福岡・糸島	5,184	367	6,554	497	7,505	572	8,597	655
粕屋	333	23	420	26	426	27	432	28
宗像	559	35	510	31	550	33	580	36
筑紫	677	41	766	49	802	52	838	55
甘木・朝倉	69	3	117	7	119	7	120	7
久留米	793	58	1,789	77	1,826	83	1,844	84
八女・筑後	57	3	163	9	163	9	163	9
有明	670	38	757	45	757	45	757	45
飯塚	337	25	390	26	377	25	368	24
直方・鞍手	330	28	335	29	371	32	407	35
田川	339	17	472	25	504	27	537	29
北九州	3,848	218	3,956	230	3,993	232	4,054	237
京築	541	35	524	37	528	37	541	38
県計	13,737	891	16,753	1,089	17,921	1,182	19,238	1,282

④ 就労選択支援のサービス必要見込量

(単位:人日、人/月)

圏域	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
福岡・糸島	-	-	-	-	55	371	60	408
粕屋	-	-	-	-	445	84	1,112	116
宗像	-	-	-	-	50	31	65	37
筑紫	-	-	-	-	384	27	497	34
甘木・朝倉	-	-	-	-	30	2	30	2
久留米	-	-	-	-	329	18	633	34
八女・筑後	-	-	-	-	1	6	1	6
有明	-	-	-	-	149	10	235	17
飯塚	-	-	-	-	396	20	409	22
直方・鞍手	-	-	-	-	145	10	150	10
田川	-	-	-	-	158	13	176	14
北九州	-	-	-	-	2,880	207	5,757	411
京築	-	-	-	-	62	12	79	20
県計	-	-	-	-	5,084	811	9,204	1,131

⑤ 就労移行支援のサービス必要見込量

(単位:人日、人/月)

圏域	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
福岡・糸島	15,297	839	16,085	857	16,391	875	16,709	891
粕屋	2,013	109	2,210	122	2,344	130	2,363	134
宗像	1,004	53	1,133	63	1,217	68	1,310	74
筑紫	2,486	142	3,085	218	3,231	194	3,367	201
甘木・朝倉	341	20	411	26	403	26	396	26
久留米	2,054	124	3,944	135	4,338	142	4,653	147
八女・筑後	567	31	601	58	623	61	645	65
有明	1,170	71	1,256	79	1,276	81	1,290	82
飯塚	1,302	65	1,344	92	1,391	104	1,441	117
直方・鞍手	806	44	897	48	1,007	52	1,137	57
田川	575	34	893	65	952	71	1,029	80
北九州	8,772	423	8,166	468	8,248	468	8,333	469
京築	680	36	772	66	852	72	932	78
県計	37,067	1,991	40,797	2,297	42,273	2,344	43,605	2,422

⑥ 就労継続支援A型のサービス必要見込量

(単位:人日、人/月)

圏域	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
福岡・糸島	32,823	1,598	33,127	1,800	35,321	1,919	37,652	2,045
粕屋	4,877	248	5,535	278	5,913	298	6,317	319
宗像	2,552	128	2,875	155	3,259	176	3,701	200
筑紫	9,629	482	9,148	1,734	9,863	1,851	10,696	1,969
甘木・朝倉	1,585	74	1,449	74	1,506	76	1,566	78
久留米	16,895	835	16,737	868	17,415	906	17,512	912
八女・筑後	4,936	238	5,062	263	5,200	271	5,342	279
有明	8,213	398	7,998	399	8,152	415	8,256	421
飯塚	4,381	206	4,695	255	5,009	280	5,348	308
直方・鞍手	2,659	128	2,762	132	2,854	138	2,946	143
田川	2,446	123	2,978	162	3,499	188	4,150	219
北九州	29,339	1,295	29,582	1,382	31,096	1,434	32,676	1,488
京築	6,968	338	7,201	368	7,403	379	7,607	391
県計	127,303	6,091	129,150	7,870	136,489	8,331	143,769	8,772

⑦ 就労継続支援B型のサービス必要見込量

(単位:人日/月)

圏域	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
福岡・糸島	62,016	3,422	63,163	3,897	67,982	4,211	73,173	4,548
粕屋	11,224	616	12,730	685	13,618	736	14,694	788
宗像	6,753	380	7,144	426	7,629	455	8,119	485
筑紫	17,757	975	19,961	1,111	21,753	1,214	23,594	1,320
甘木・朝倉	4,388	235	4,253	244	4,478	257	4,724	272
久留米	25,113	1,424	27,883	1,610	29,813	1,715	30,207	1,737
八女・筑後	9,381	501	9,968	559	10,256	571	10,571	585
有明	10,482	567	10,298	573	10,413	583	10,480	587
飯塚	13,996	718	15,021	863	16,161	944	17,403	1,033
直方・鞍手	8,327	439	8,500	459	8,767	473	9,034	488
田川	13,869	726	14,904	832	15,369	852	15,846	872
北九州	74,377	3,563	71,295	3,870	77,036	4,123	83,232	4,393
京築	13,885	767	14,552	824	15,341	869	16,110	913
県計	271,568	14,333	279,672	15,954	298,616	17,004	317,187	18,022

⑧ 就労定着支援のサービス必要見込量

(単位:人/月)

圏域	実績	見込量			
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	人	人	人	人	
福岡・糸島	270	293	298	304	
粕屋	44	55	60	67	
宗像	53	56	60	62	
筑紫	50	82	95	109	
甘木・朝倉	11	34	58	104	
久留米	83	108	121	132	
八女・筑後	7	16	17	18	
有明	24	26	28	30	
飯塚	13	19	20	21	
直方・鞍手	13	16	18	20	
田川	9	13	15	17	
北九州	160	201	217	234	
京築	16	26	29	33	
県計	753	945	1,036	1,151	

⑨ 療養介護のサービス必要見込量

(単位:人/月)

圏域	実績	見込量			
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	人	人	人	人	
福 岡 ・ 糸 島	241	240	240	240	
粕 屋	62	61	61	61	
宗 像	26	29	29	30	
筑 紫	48	54	55	56	
甘 木 ・ 朝 倉	28	28	29	30	
久 留 米	156	163	166	170	
八 女 ・ 筑 後	34	37	38	39	
有 明	82	83	84	86	
飯 塚	37	39	39	39	
直 方 ・ 鞍 手	24	25	25	25	
田 川	34	36	37	38	
北 九 州	340	343	345	347	
京 築	36	37	37	37	
県 計	1,148	1,174	1,185	1,198	

⑩ 福祉型短期入所のサービス必要見込量

(単位:人日、人/月)

市町村名	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
北九州市	4,271	322	2,824	392	2,891	396	2,959	400
福岡市	6,068	892	6,261	955	6,730	1,027	7,234	1,105
大牟田市	82	21	98	25	105	27	117	30
久留米市	484	111	405	85	393	82	381	80
直方市	115	22	147	21	154	22	161	23
飯塚市	251	32	209	27	209	27	209	27
田川市	77	9	60	20	60	20	60	20
柳川市	203	43	145	30	150	31	155	32
八女市	223	32	243	59	243	59	243	59
筑後市	176	27	180	36	190	38	200	40
大川市	63	15	70	16	70	16	70	16
行橋市	155	19	224	26	241	28	258	30
豊前市	33	6	64	8	72	9	80	10
中間市	0	0	84	32	84	32	84	32
小郡市	90	13	94	14	98	14	105	15
筑紫野市	146	23	170	23	230	29	310	37
春日市	125	23	130	30	140	32	150	34
大野城市	142	29	165	33	175	35	185	37
宗像市	239	54	207	29	224	32	245	35
太宰府市	81	16	167	31	232	43	281	52
古賀市	0	0	180	50	200	55	200	55
福津市	563	70	120	24	120	24	120	24
うきは市	0	0	60	6	70	7	80	8
宮若市	48	10	48	12	56	14	64	16
嘉麻市	92	16	129	48	150	63	176	84
朝倉市	37	11	18	5	15	5	13	4
みやま市	55	14	46	21	50	21	55	22
糸島市	156	29	166	44	186	55	209	70
那珂川市	18	109	115	18	118	18	121	18
宇美町	134	20	124	20	124	20	124	20
篠栗町	42	16	85	17	85	17	85	17
志免町	103	21	91	25	107	31	123	37
須恵町	85	10	97	16	107	18	117	20
新宮町	117	17	133	18	213	23	341	30
久山町	11	1	15	3	15	3	15	3
粕屋町	68	20	72	21	82	24	82	27
芦屋町	49	4	60	7	60	7	60	7
水巻町	29	5	48	8	54	9	60	10
岡垣町	71	12	52	21	57	23	62	25
速賀町	12	3	64	10	77	12	89	14
小竹町	0	0	10	2	10	2	10	2
鞍手町	42	6	80	10	88	11	96	12
桂川町	57	7	8	2	8	2	8	2
筑前町	45	9	32	5	38	6	45	7
東峰村	0	0	10	1	10	1	10	1
大刀洗町	8	1	38	25	39	26	41	27
大木町	12	4	40	8	40	8	40	8
広川町	44	10	57	19	60	20	63	21
香春町	30	4	119	17	119	17	119	17
添田町	0	0	1	4	1	4	1	4
糸田町	13	2	12	3	13	3	14	3
川崎町	70	4	143	8	178	10	214	12
大任町	76	6	76	6	86	7	96	8
赤村	13	1	7	1	7	1	7	1
福智町	91	12	494	57	487	57	480	57
苅田町	74	6	90	18	90	18	90	18
みやこ町	36	6	52	7	59	7	66	7
吉富町	30	4	0	0	0	0	0	0
上毛町	12	3	60	6	80	8	100	10
築上町	85	3	20	10	22	11	24	12
県計	15,452	2,185	15,019	2,495	16,071	2,667	17,207	2,854



⑪ 医療型短期入所のサービス必要見込量

(単位:人日、人/月)

市町村名	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
北九州市	315	60	367	72	367	73	368	74
福岡市	695	139	663	128	683	132	703	136
大牟田市	5	2	8	3	10	4	13	5
久留米市	42	8	27	4	27	4	27	4
直方市	26	4	28	4	28	4	28	4
飯塚市	44	6	44	6	44	6	44	6
田川市	0	0	7	1	7	1	7	1
柳川市	0	0	5	1	5	1	5	1
八女市	0	0	1	1	1	1	1	1
筑後市	0	0	7	1	7	1	7	1
大川市	0	0	2	1	2	1	2	1
行橋市	37	3	14	2	14	2	14	2
豊前市	0	0	7	1	7	1	7	1
中間市	0	0	40	4	40	4	40	4
小郡市	6	4	3	2	4	2	5	2
筑紫野市	0	0	14	2	14	2	14	2
春日市	3	3	10	2	10	2	10	2
大野城市	0	0	3	1	3	1	3	1
宗像市	58	7	56	8	56	8	56	8
太宰府市	0	0	1	1	1	1	1	1
古賀市	0	0	7	3	8	4	8	4
福津市	57	6	35	7	35	8	35	8
うきは市	0	0	20	2	20	2	20	2
宮若市	9	2	10	2	10	2	10	2
嘉麻市	8	1	6	2	6	2	6	2
朝倉市	0	0	10	2	10	2	10	2
みやま市	8	2	6	3	8	4	8	4
糸島市	0	0	165	32	186	40	209	51
那珂川市	0	0	8	1	8	1	8	1
宇美町	48	7	50	8	50	8	50	8
篠栗町	4	1	20	4	20	4	20	4
志免町	30	7	25	10	27	12	29	14
須恵町	0	0	0	0	0	0	0	0
新宮町	22	4	14	7	15	8	17	9
久山町	0	0	2	1	2	1	2	1
粕屋町	39	6	39	9	44	10	48	11
芦屋町	1	1	15	3	15	3	15	3
水巻町	18	3	35	5	35	5	35	5
岡垣町	50	6	35	6	35	6	35	6
遠賀町	1	1	8	2	7	1	7	1
小竹町	0	0	0	0	0	0	0	0
鞍手町	6	1	10	1	10	1	10	1
桂川町	8	1	10	2	10	2	10	2
筑前町	0	0	3	1	3	1	3	1
東峰村	0	0	5	1	5	1	5	1
大刀洗町	3	1	9	3	12	4	15	5
大木町	0	0	8	2	8	2	8	2
広川町	0	0	0	0	0	0	0	0
香春町	0	0	7	1	7	1	7	1
添田町	0	0	1	1	1	1	1	1
糸田町	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎町	0	0	0	0	0	0	0	0
大任町	0	0	0	0	0	0	0	0
赤村	0	0	7	1	7	1	7	1
福智町	4	1	3	1	3	1	3	1
苅田町	0	0	3	1	3	1	3	1
みやこ町	0	0	0	0	0	0	0	0
吉富町	0	0	0	0	0	0	0	0
上毛町	0	0	0	0	0	0	0	0
築上町	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	1,549	287	1,883	369	1,940	390	1,999	412

## (2) サービス確保のための方策

- 事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行う等により、必要なサービス量の提供に努めます。
- 多様なサービスの提供体制を確保するため、複数の事業を一体的に運営する多機能型事業所の実施を促進します。
- 入所施設において、空床を利用した短期入所の確保を図ります。
- 共同生活援助において、短期入所の併設を促進します。
- 障がいのある児童の短期入所の現状とその課題を把握した上で、障がいのある児童が短期入所を利用しやすい環境の整備に努めます。
- サービスの提供体制を整備するため、施設の創設、改修等について、経費の助成を行います。
- 就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型の新規事業所指定については、地域のサービスの利用と供給の需給を考慮し、事業所の所在市町村の意見を聴いた上で判断します。
- 就労定着支援の定着に向け、また、新たなサービスを含め利用者にとって最も相応しい支援を提供できるよう、制度の理解と周知に努めます。

### 3 居住系サービス

居住系サービスは、自立生活援助、共同生活援助及び施設入所支援の3つのサービスからなります。

自立生活援助	障がいのある人本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
施設入所支援	主として夜間に、施設において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。

(1) サービスの必要見込量

① 自立生活援助のサービス必要見込量

(単位:人/月)

市町村名	実績	見込量				市町村名	実績	見込量			
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	人	人	人	人	人		人	人	人		
北九州市	0	1	2	2	那珂川市	0	1	1	1		
福岡市	23	29	34	41	宇美町	0	0	0	0		
大牟田市	0	1	1	1	篠栗町	0	1	1	1		
久留米市	8	11	11	11	志免町	0	0	0	0		
直方市	1	1	2	3	須恵町	0	0	0	0		
飯塚市	0	3	4	4	新宮町	1	1	1	2		
田川市	0	1	1	1	久山町	0	0	0	0		
柳川市	0	0	0	0	粕屋町	0	1	1	1		
八女市	0	1	1	1	芦屋町	0	1	1	1		
筑後市	0	1	1	1	水巻町	0	0	0	0		
大川市	0	1	1	1	岡垣町	0	1	1	1		
行橋市	5	10	10	10	遠賀町	0	0	0	0		
豊前市	0	1	1	1	小竹町	1	1	1	1		
中間市	0	1	1	1	鞍手町	1	1	1	1		
小郡市	0	1	1	1	桂川町	0	2	2	2		
筑紫野市	0	1	1	1	筑前町	0	1	1	1		
春日市	1	1	2	3	東峰村	1	1	1	1		
大野城市	0	1	1	1	大刀洗町	0	3	4	5		
宗像市	4	5	6	7	大木町	0	1	1	1		
太宰府市	0	1	2	3	広川町	0	0	0	0		
古賀市	4	4	6	6	香春町	0	2	2	2		
福津市	10	10	11	13	添田町	0	2	2	2		
うきは市	0	1	1	1	糸田町	0	0	0	0		
宮若市	3	4	5	6	川崎町	0	0	0	0		
嘉麻市	0	2	4	6	大任町	0	0	0	0		
朝倉市	0	2	2	2	赤村	0	2	3	4		
みやま市	0	1	1	1	福智町	0	0	0	0		
糸島市	0	10	12	13	苅田町	0	3	3	3		
					みやこ町	0	0	0	0		
					吉富町	0	0	0	0		
					上毛町	0	0	0	0		
					築上町	0	0	0	0		
					県計	63	131	152	172		

② 共同生活援助のサービス必要見込量

(単位:人/月)

市町村名	実績	見込量			市町村名	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人	人	人	人		人	人	人	人
北九州市	1,674	1,864	1,997	2,140	那珂川市	34	38	40	42
福岡市	1,922	2,435	2,695	2,955	宇美町	38	40	42	44
大牟田市	197	211	228	246	篠栗町	46	38	40	42
久留米市	473	578	636	700	志免町	74	75	77	79
直方市	138	140	145	150	須恵町	45	46	47	48
飯塚市	296	337	358	379	新宮町	32	34	41	49
田川市	147	160	160	160	久山町	13	12	13	14
柳川市	118	115	120	125	粕屋町	57	60	62	63
八女市	140	177	177	177	芦屋町	24	26	28	30
筑後市	84	91	95	99	水巻町	50	59	63	67
大川市	79	88	91	94	岡垣町	51	61	62	63
行橋市	165	173	177	181	遠賀町	31	40	45	50
豊前市	58	61	63	65	小竹町	21	23	25	27
中間市	57	64	65	66	鞍手町	37	22	23	25
小郡市	77	120	136	152	桂川町	45	41	43	45
筑紫野市	108	145	160	175	筑前町	35	28	31	14
春日市	131	140	160	180	東峰村	7	10	10	10
大野城市	90	100	105	110	大刀洗町	25	14	15	16
宗像市	157	164	173	183	大木町	20	14	14	14
太宰府市	72	87	95	104	広川町	38	50	57	64
古賀市	64	48	52	56	香春町	38	55	62	69
福津市	86	105	115	125	添田町	24	31	29	27
うきは市	60	70	75	80	糸田町	32	36	37	38
宮若市	78	90	104	120	川崎町	61	68	73	78
嘉麻市	108	108	117	127	大任町	21	23	25	27
朝倉市	79	112	135	162	赤村	10	13	14	15
みやま市	56	59	66	73	福智町	67	74	81	89
糸島市	118	168	181	195	苅田町	70	81	83	85
					みやこ町	48	25	25	26
					吉富町	9	10	11	12
					上毛町	20	20	20	20
					築上町	44	45	46	47
					県計	7,999	9,224	9,965	10,718

### ③ 施設入所支援のサービス必要見込量

見込量については、現在の施設入所者数を基に、施設入所者の地域生活への移行、共同生活援助等での対応が困難な人等を考慮して、算定しています。

(単位：人／月)

実績	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
令和4年度	6,176	6,163	6,111

### (2) サービス確保のための方策

- 共同生活援助事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行う等により、必要なサービス量の提供に努めます。
- 共同生活援助の提供体制を整備するため、共同住居の創設、改修等について、経費の助成を行います。
- 自立生活援助の定着に向け、また、新たなサービスを含め利用者にとって最も相応しい支援を提供できるよう、制度の理解と周知に努めます。

#### 4 相談支援

相談支援は、計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援の3つのサービスからなります。

計画相談支援	障がいのある人が障がい福祉サービスの利用を申請する際に、障がいのある人の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する移行その他の事情を勘案し、利用する障がい福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を記載したサービス等利用計画案を作成したり、障がい福祉サービスの利用途中においてサービス等利用計画を見直し、変更する等して支援します。
地域移行支援	障がい者支援施設に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人と常に連絡を取れる体制をつくり、障がいの特性によって生じた緊急の事態等において、相談その他の必要な支援を行います。

(1) サービスの必要見込量

① 計画相談支援のサービス必要見込量

(単位:人/年)

市町村名	実績	見込量				市町村名	実績	見込量			
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	人	人	人	人	人		人	人	人		
北九州市	9,745	10,400	10,750	11,100	那珂川市	330	354	366	378		
福岡市	8,880	18,560	19,571	20,638	宇美町	803	291	311	331		
大牟田市	1,380	1,441	1,473	1,505	篠栗町	237	240	250	260		
久留米市	2,768	3,568	3,853	4,161	志免町	935	341	350	359		
直方市	649	650	660	670	須恵町	201	242	252	262		
飯塚市	1,466	1,521	1,548	1,575	新宮町	184	531	584	642		
田川市	540	550	560	570	久山町	59	68	70	72		
柳川市	633	645	650	655	粕屋町	299	351	390	437		
八女市	786	894	894	894	芦屋町	113	120	125	130		
筑後市	533	566	583	600	水巻町	313	325	330	335		
大川市	384	400	405	410	岡垣町	132	308	318	328		
行橋市	794	800	805	810	遠賀町	167	177	181	186		
豊前市	248	845	861	879	小竹町	306	118	120	122		
中間市	419	46	51	56	鞍手町	223	53	55	57		
小郡市	482	609	641	673	桂川町	164	33	37	41		
筑紫野市	760	850	900	950	筑前町	198	205	226	249		
春日市	843	900	950	1,000	東峰村	28	9	9	9		
大野城市	686	731	756	779	大刀洗町	145	130	135	140		
宗像市	815	790	830	872	大木町	121	130	130	130		
太宰府市	510	3,936	8,364	9,288	広川町	205	213	219	226		
古賀市	478	545	576	610	香春町	164	192	200	208		
福津市	487	531	554	577	添田町	119	125	127	130		
うきは市	323	325	330	335	糸田町	135	148	155	162		
宮若市	323	328	333	338	川崎町	278	295	305	315		
嘉麻市	539	581	603	625	大任町	75	79	81	83		
朝倉市	501	531	547	563	赤村	42	45	47	49		
みやま市	399	420	432	444	福智町	274	299	309	319		
糸島市	806	846	888	932	苅田町	367	368	373	378		
					みやこ町	195	47	48	49		
					吉富町	69	87	92	97		
					上毛町	93	95	95	95		
					築上町	164	250	250	250		
					県計	44,315	59,077	65,907	69,338		



② 地域移行支援のサービス必要見込量

(単位:人/年)

市町村名	実績	見込量				市町村名	実績	見込量			
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	人	人	人	人	人		人	人	人		
北九州市	21	25	25	25	那珂川市	0	3	3	3		
福岡市	8	20	21	22	宇美町	3	2	2	2		
大牟田市	0	1	1	1	篠栗町	1	1	1	1		
久留米市	5	6	6	6	志免町	0	0	0	0		
直方市	0	1	1	1	須恵町	0	0	0	0		
飯塚市	1	2	3	4	新宮町	0	0	12	12		
田川市	0	1	1	1	久山町	0	1	1	1		
柳川市	1	1	1	1	粕屋町	0	1	1	1		
八女市	0	2	2	2	芦屋町	0	1	1	1		
筑後市	0	1	1	1	水巻町	0	0	0	0		
大川市	0	2	2	2	岡垣町	1	1	1	1		
行橋市	0	1	1	1	遠賀町	0	0	1	1		
豊前市	0	1	1	1	小竹町	0	1	1	1		
中間市	0	1	1	1	鞍手町	0	0	0	0		
小郡市	1	1	1	1	桂川町	0	0	0	0		
筑紫野市	1	1	1	1	筑前町	0	1	1	1		
春日市	0	24	36	48	東峰村	0	1	1	1		
大野城市	0	1	1	1	大刀洗町	0	3	4	5		
宗像市	4	1	2	3	大木町	0	1	1	1		
太宰府市	0	24	36	48	広川町	0	1	1	1		
古賀市	0	1	1	1	香春町	0	2	2	2		
福津市	2	2	3	3	添田町	0	2	2	2		
うきは市	0	2	2	3	糸田町	0	0	0	0		
宮若市	0	1	1	1	川崎町	0	0	0	0		
嘉麻市	1	1	1	1	大任町	0	0	0	0		
朝倉市	0	2	2	2	赤村	0	2	2	2		
みやま市	1	36	36	36	福智町	0	2	4	6		
糸島市	0	13	15	16	苅田町	1	1	1	1		
					みやこ町	0	0	0	0		
					吉富町	0	0	0	0		
					上毛町	0	0	0	0		
					築上町	0	0	0	0		
					県計	52	202	248	280		

③ 地域定着支援のサービス必要見込量

(単位:人/年)

市町村名	実績	見込量			市町村名	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人	人	人	人		人	人	人	人
北九州市	46	50	53	55	那珂川市	0	1	1	1
福岡市	56	63	63	63	宇美町	0	2	2	2
大牟田市	0	1	1	1	篠栗町	0	1	1	1
久留米市	15	23	27	32	志免町	0	0	0	0
直方市	0	1	1	1	須恵町	0	0	0	0
飯塚市	0	2	3	4	新宮町	0	0	12	12
田川市	3	3	3	3	久山町	0	1	1	1
柳川市	0	0	1	1	粕屋町	0	1	1	1
八女市	0	1	1	1	芦屋町	0	1	1	1
筑後市	0	1	1	1	水巻町	0	0	0	0
大川市	0	1	1	1	岡垣町	0	1	1	1
行橋市	0	1	1	1	遠賀町	0	0	0	0
豊前市	0	1	1	1	小竹町	0	1	1	1
中間市	0	1	1	1	鞍手町	0	0	0	0
小郡市	1	2	2	2	桂川町	0	0	0	0
筑紫野市	0	1	1	1	筑前町	0	1	1	1
春日市	0	12	24	36	東峰村	0	1	1	1
大野城市	0	1	1	1	大刀洗町	0	2	3	3
宗像市	1	1	2	3	大木町	0	0	0	0
太宰府市	1	24	36	48	広川町	0	1	1	1
古賀市	0	1	1	1	香春町	0	2	2	2
福津市	2	3	3	4	添田町	0	2	2	2
うきは市	0	2	2	2	糸田町	0	0	0	0
宮若市	0	1	1	1	川崎町	0	0	0	0
嘉麻市	5	1	2	3	大任町	0	0	0	0
朝倉市	0	2	2	2	赤村	0	2	2	2
みやま市	0	12	12	12	福智町	0	0	0	0
糸島市	0	13	15	16	苅田町	0	1	1	1
					みやこ町	0	0	0	0
					吉富町	0	0	0	0
					上毛町	0	0	0	0
					築上町	0	0	0	0
					県計	130	246	296	332

## (2) サービス確保のための方策

- 事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行う等により、必要なサービス量の提供に努めます。
- 各市町村に十分な相談支援体制が整備されるよう市町村を支援します。
- 相談支援従事者研修を実施し、相談支援員の養成・確保に努めます。
- 相談支援員について、現任研修を通じて、資質の向上を図り、サービス提供の確保に努めます。

## 5 障がい児通所支援

障がい児通所支援は、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援の4つのサービスからなります。

児童発達支援	障がいのある児童が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、障がいのある児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、指導及び訓練を行います。
放課後等デイサービス	学校に通学中の障がいのある児童が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、障がいのある児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、指導及び訓練を行います。
保育所等訪問支援	障がい児通所支援事業所のスタッフが保育所等を訪問し、障がいのある児童が集団生活へ適応できるよう専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がいのある児童であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童に発達支援が提供できるよう、障がいのある児童の居宅を訪問して発達支援を行います。

(1) サービスの必要見込量

① 児童発達支援のサービス必要見込量

(単位:人日、人/月)

市町村名	実績		見込量							
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度			
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人		
北九州市	14,306	1,100	14,154	1,205	15,650	1,358	17,305	1,529		
福岡市	12,371	1,490	15,624	2,621	16,650	2,878	17,761	3,169		
大牟田市	871	80	981	90	1,046	96	1,112	102		
久留米市	2,693	257	2,330	235	2,633	266	2,633	266		
直方市	1,579	113	1,600	114	1,650	118	1,700	121		
飯塚市	3,291	250	4,099	307	4,558	342	5,078	381		
田川市	850	80	700	90	700	90	700	90		
柳川市	369	47	340	40	350	50	360	60		
八女市	541	76	493	67	493	67	493	67		
筑後市	870	99	1,516	168	2,001	218	2,641	283		
大川市	357	29	297	30	376	38	455	46		
行橋市	1,828	226	1,758	216	1,880	231	2,002	246		
豊前市	735	48	588	42	602	43	616	44		
中間市	529	84	505	86	525	96	545	106		
小郡市	1,172	112	1,163	115	1,363	130	1,563	148		
筑紫野市	3,033	290	3,360	240	3,640	260	3,920	280		
春日市	2,658	356	2,500	350	3,000	400	3,500	450		
大野城市	2,576	202	4,248	240	4,602	260	4,956	280		
宗像市	1,385	287	1,385	247	1,690	302	2,063	368		
太宰府市	979	94	1,293	128	1,505	149	1,757	174		
古賀市	556	77	1,000	128	1,234	158	1,523	194		
福津市	880	176	1,210	201	1,380	229	1,550	257		
うきは市	120	27	170	35	200	38	230	40		
宮若市	627	47	767	57	907	67	1,047	77		
嘉麻市	814	69	714	72	729	72	745	73		
朝倉市	251	47	218	40	227	41	236	43		
みやま市	355	38	350	35	400	40	400	40		
糸島市	565	59	818	94	1,033	102	1,361	111		
那珂川市	1,092	82	1,394	100	1,545	109	1,696	118		
宇美町	289	29	320	32	270	27	290	29		
篠栗町	459	62	1,125	75	1,275	85	1,425	95		
志免町	1,098	141	1,065	137	1,190	150	1,315	163		
須恵町	453	50	550	55	600	60	650	65		
新宮町	346	53	289	45	303	50	318	55		
久山町	77	11	81	9	90	10	99	11		
粕屋町	857	124	1,062	148	1,199	167	1,199	187		
芦屋町	128	12	90	10	108	12	126	14		
水巻町	515	53	580	58	660	66	750	75		
岡垣町	497	55	822	78	928	88	1,033	98		
遠賀町	209	24	192	40	195	40	199	40		
小竹町	139	13	126	9	154	11	182	13		
鞍手町	173	24	207	23	230	23	253	23		
桂川町	545	55	528	48	638	58	748	68		
筑前町	294	31	232	23	242	24	252	25		
東峰村	11	4	7	2	7	2	7	2		
大刀洗町	187	25	150	30	175	35	200	40		
大木町	128	12	132	12	132	12	132	12		
広川町	213	27	176	44	200	50	228	57		
香春町	233	20	420	21	440	22	460	23		
添田町	147	12	190	15	228	18	266	21		
糸田町	199	17	249	26	286	29	328	33		
川崎町	232	24	259	27	259	27	259	27		
大任町	210	17	233	20	256	23	279	26		
赤村	106	10	50	5	60	6	70	7		
福智町	482	46	330	30	352	32	385	34		
苅田町	729	107	1,085	155	1,099	157	1,113	159		
みやこ町	213	17	133	10	133	10	133	10		
吉富町	223	16	270	18	300	20	330	22		
上毛町	175	12	225	15	240	16	255	17		
築上町	158	12	130	13	130	13	130	13		
県計	67,978	7,057	76,883	8,626	84,948	9,591	93,361	10,627		

② 放課後等デイサービスのサービス必要見込量

(単位:人日、人/月)

市町村名	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
北九州市	43,753	2,690	50,041	3,266	56,549	3,700	63,902	4,192
福岡市	65,200	4,250	84,763	5,703	96,646	6,606	110,195	7,652
大牟田市	3,328	215	4,619	298	5,208	336	5,859	378
久留米市	12,303	819	13,666	988	15,443	1,116	15,443	1,126
直方市	2,994	194	2,900	193	3,000	200	3,100	206
飯塚市	6,222	413	7,484	505	8,296	560	9,210	621
田川市	2,011	147	2,300	200	2,300	200	2,300	200
柳川市	1,901	126	1,800	130	1,900	140	2,000	150
八女市	2,343	155	2,461	157	2,461	157	2,461	157
筑後市	2,069	156	2,642	217	2,986	257	3,374	303
大川市	1,057	71	1,223	81	1,389	92	1,555	103
行橋市	3,739	319	4,130	353	4,306	368	4,481	383
豊前市	759	54	768	64	804	67	840	70
中間市	1,519	114	1,344	116	1,464	121	1,584	127
小郡市	3,002	219	3,288	263	3,663	293	4,038	323
筑紫野市	6,804	487	9,000	600	9,750	650	10,500	700
春日市	6,523	441	6,500	450	7,000	475	7,500	500
大野城市	5,378	378	6,958	490	7,668	540	8,378	590
宗像市	4,499	474	6,104	678	7,325	814	8,790	977
太宰府市	3,463	265	4,551	370	5,375	437	6,347	516
古賀市	2,469	242	3,518	325	4,144	376	4,881	435
福津市	1,771	253	3,620	301	4,040	336	4,460	371
うきは市	816	64	900	65	1,100	68	1,300	70
宮若市	1,105	75	1,150	78	1,195	81	1,240	84
嘉麻市	1,814	109	1,762	126	1,801	127	1,841	129
朝倉市	1,350	84	1,807	116	2,238	136	2,772	160
みやま市	1,182	90	1,950	130	2,250	150	2,250	170
糸島市	3,909	239	4,940	303	5,585	346	6,480	385
那珂川市	3,126	207	3,752	255	4,057	279	4,362	303
宇美町	2,225	149	2,450	175	2,632	188	2,814	201
篠栗町	1,757	122	2,100	140	2,400	160	2,700	180
志免町	3,090	245	2,883	269	2,937	300	2,991	331
須恵町	1,719	110	2,262	160	2,462	175	2,562	190
新宮町	1,617	144	1,693	166	2,032	199	2,438	239
久山町	391	27	450	30	495	33	540	36
粕屋町	4,219	307	4,682	361	5,032	388	5,369	414
芦屋町	298	20	330	35	350	37	370	40
水巻町	1,357	87	1,470	105	1,610	115	1,764	126
岡垣町	1,237	133	1,386	175	1,544	195	1,703	215
速賀町	846	52	1,076	73	1,282	78	1,528	83
小竹町	425	31	546	39	574	41	602	43
鞍手町	502	49	585	45	676	52	780	60
桂川町	863	63	930	51	1,208	64	1,486	77
筑前町	1,443	111	1,146	90	1,439	113	1,795	141
東峰村	22	3	22	3	22	3	22	3
大刀洗町	1,480	95	1,313	101	1,417	109	1,521	117
大木町	460	31	220	20	220	20	220	20
広川町	924	60	876	73	960	80	1,056	88
香春町	249	18	480	24	500	25	520	26
添田町	313	23	450	25	504	28	576	32
糸田町	780	42	945	58	1,086	66	1,248	75
川崎町	974	63	943	58	943	58	943	58
大任町	417	27	486	30	555	33	624	36
赤村	76	6	220	10	260	12	300	14
福智町	1,485	98	2,760	120	2,898	126	3,036	132
苅田町	1,801	133	1,670	167	1,720	172	1,770	177
みやこ町	827	51	808	57	808	57	808	57
吉富町	240	18	308	22	336	24	364	26
上毛町	114	8	150	10	165	11	180	12
築上町	684	44	800	50	800	50	800	50
県計	229,244	15,720	276,381	19,563	309,809	22,039	344,873	24,680

③ 保育所等訪問支援のサービス必要見込量

(単位:人日、人/月)

市町村名	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
北九州市	100	88	121	105	132	116	143	128
福岡市	235	152	1246	733	2735	1609	6006	3533
大牟田市	11	11	26	24	26	24	26	24
久留米市	161	59	110	64	134	71	134	71
直方市	0	0	5	1	5	1	5	1
飯塚市	36	11	68	40	72	43	77	45
田川市	1	1	2	1	2	1	2	1
柳川市	1	1	2	2	3	2	4	2
八女市	12	7	9	6	9	6	9	6
筑後市	13	6	10	10	11	11	12	12
大川市	3	3	3	3	4	4	5	5
行橋市	8	6	8	6	9	7	10	8
豊前市	2	2	10	5	12	6	14	7
中間市	2	2	1	1	1	1	1	1
小郡市	23	14	42	28	50	33	60	40
筑紫野市	12	8	18	9	24	12	30	15
春日市	30	13	30	15	40	20	50	25
大野城市	9	5	10	5	10	5	10	5
宗像市	317	131	261	131	287	144	316	158
太宰府市	5	4	7	6	8	7	10	8
古賀市	22	18	20	15	21	16	22	17
福津市	126	63	170	83	200	99	230	115
うきは市	0	0	10	2	10	2	10	2
宮若市	0	0	10	4	10	4	10	4
嘉麻市	6	4	6	10	6	10	6	10
朝倉市	3	3	8	8	10	10	12	12
みやま市	5	3	10	5	14	7	14	7
糸島市	0	0	20	4	30	5	36	6
那珂川市	14	7	20	11	23	13	26	15
宇美町	4	4	4	4	4	4	4	4
篠栗町	4	4	12	6	16	8	20	10
志免町	156	126	224	154	288	195	352	236
須恵町	23	17	28	35	31	38	34	41
新宮町	16	11	20	14	24	15	29	17
久山町	3	3	3	3	4	4	5	5
粕屋町	33	25	46	31	57	38	57	45
芦屋町	5	3	16	8	16	8	16	8
水巻町	11	8	7	5	7	5	7	5
岡垣町	32	22	42	28	51	34	60	40
遠賀町	4	4	4	20	4	19	3	19
小竹町	18	3	32	8	36	9	40	10
鞍手町	20	7	24	8	27	9	30	10
桂川町	6	4	10	5	10	5	10	5
筑前町	1	1	2	2	2	2	2	2
東峰村	0	0	2	1	2	1	2	1
大刀洗町	2	2	20	20	23	23	26	26
大木町	0	0	5	1	5	1	5	1
広川町	8	6	11	18	12	20	14	23
香春町	0	0	36	3	36	3	36	3
添田町	2	2	38	12	38	12	38	12
糸田町	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎町	4	4	4	4	5	5	6	6
大任町	6	3	6	3	6	3	6	3
赤村	1	1	0	0	10	1	10	1
福智町	0	0	10	5	10	5	10	5
苅田町	0	0	5	5	5	5	5	5
みやこ町	0	0	1	1	1	1	1	1
吉富町	0	0	2	1	4	2	4	2
上毛町	0	0	0	0	0	0	0	0
築上町	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	1,516	882	2,877	1,741	4,632	2,764	8,122	4,829

④ 居宅訪問型児童発達支援のサービス必要見込量

(単位:人日、人/月)

市町村名	実績		見込量					
	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
北九州市	18	5	17	9	18	10	20	12
福岡市	12	3	11	5	11	5	11	5
大牟田市	0	0	2	1	2	1	2	1
久留米市	0	0	6	1	7	1	7	1
直方市	3	1	5	1	5	1	5	1
飯塚市	0	0	10	2	15	3	20	4
田川市	0	0	0	0	0	0	0	0
柳川市	0	0	0	0	0	0	0	0
八女市	0	0	0	0	0	0	0	0
筑後市	0	0	4	1	4	1	4	1
大川市	0	0	4	1	4	1	4	1
行橋市	13	3	13	3	17	4	22	5
豊前市	4	1	20	2	20	2	20	2
中間市	0	0	10	1	10	1	10	1
小郡市	0	0	2	1	2	1	2	1
筑紫野市	0	0	5	1	5	1	5	1
春日市	1	1	10	1	10	1	10	1
大野城市	0	0	0	2	0	2	0	2
宗像市	0	0	2	1	2	1	2	1
太宰府市	0	0	10	1	20	2	30	3
古賀市	0	0	0	0	0	0	0	0
福津市	0	0	3	1	4	2	4	2
うきは市	0	0	1	1	1	1	1	1
宮若市	0	0	0	0	0	0	0	0
嘉麻市	0	0	1	1	1	1	1	1
朝倉市	0	0	5	1	5	1	5	1
みやま市	9	1	4	1	4	1	4	1
糸島市	0	0	20	1	60	3	100	5
那珂川市	0	0	3	1	3	1	3	1
宇美町	0	0	0	0	0	0	0	0
篠栗町	0	0	0	0	0	0	0	0
志免町	0	0	0	0	0	0	0	0
須恵町	0	0	0	0	0	0	0	0
新宮町	0	0	0	0	1	1	1	1
久山町	0	0	0	0	0	0	0	0
粕屋町	0	0	5	1	5	1	5	1
芦屋町	0	0	0	0	0	0	0	0
水巻町	0	0	0	0	0	0	0	0
岡垣町	0	0	1	1	1	1	1	1
遠賀町	0	0	0	0	0	0	0	0
小竹町	0	0	0	0	0	0	0	0
鞍手町	0	0	0	0	0	0	0	0
桂川町	0	0	0	0	0	0	0	0
筑前村	0	0	10	1	10	1	10	1
東峰村	0	0	0	0	0	0	0	0
大刀洗町	0	0	4	1	0	0	0	0
大木町	0	0	10	1	10	1	10	1
広川町	0	0	0	0	0	0	0	0
香春町	0	0	0	0	0	0	0	0
添田町	0	0	0	0	0	0	0	0
糸田町	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎町	0	0	0	0	0	0	0	0
大任町	0	0	0	0	0	0	0	0
赤村	0	0	0	0	10	1	10	1
福智町	0	0	0	0	0	0	0	0
苅田町	0	0	14	2	14	2	14	2
みやこ町	0	0	1	1	1	1	1	1
吉富町	0	0	0	0	0	0	0	0
上毛町	0	0	0	0	0	0	0	0
築上町	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	60	15	213	49	282	57	344	64



## (2) サービス確保のための方策

- 事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行う等により、必要なサービス量の提供に努めます。
- 多様なサービスの提供体制を確保するため、複数の事業を一体的に運営する多機能型事業所の実施を促進します。
- サービスの提供体制を整備するため、施設の創設、改修等について、経費の助成を行います。
- 福祉型の児童発達支援及び放課後等デイサービスの新規事業所指定については、地域のサービスの利用と供給の需給を考慮し、事業所の所在市町村の意見を踏まえ、決定します。
- 居宅訪問型児童発達支援の定着に向け、また、新たなサービスを含め利用者にとって最も相応しい支援を提供できるよう、制度の理解と周知に努めます。

## 6 障がい児入所支援

障がい児入所支援は、福祉型障がい児入所支援と医療型障がい児入所支援の 2 つのサービスからなります。

福祉型障がい児入所支援	入所している障がいのある児童に、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。
医療型障がい児入所支援	入所している障がいのある児童に、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

(1) サービスの必要見込量 要確定

①利用者数

(単位：人／月)

	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型障がい児入所支援	245	236	231	227
医療型障がい児入所支援	151	146	146	147
計	396	382	377	374

②入所定員数

(単位：人／月)

	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型障がい児入所支援	312	312	312	312
医療型障がい児入所支援	1,157	1,157	1,157	1,157
計	1,469	1,469	1,469	1,469

医療型障がい児入所支援の利用者数と定員数が大きく異なりますが、入所施設で利用されていない居室については、医療型短期入所で利用しています。

(2) サービス確保のための方策

- 事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行う等により、必要なサービス量の提供に努めます。
- サービスの提供体制を整備するため、施設の創設、改修等について、経費の助成を行います。

## 7 障がい児相談支援

障がい児相談支援は、障がい児通所支援を利用する際に、障がいのある児童の心身の状況、その置かれている環境、障がいのある児童及びその保護者の障がい児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障がい児通所支援の種類及び内容等を記載した障がい児支援利用計画案を作成したり、障がい児通所支援の利用途中において障がい児支援利用計画を見直し・変更する等して支援します。

(1) サービスの必要見込量

(単位:人/年)

市町村名	実績	見込量				市町村名	実績	見込量			
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	人	人	人	人	人		人	人	人		
北九州市	3,400	4,200	4,700	5,200	那珂川市	318	390	426	462		
福岡市	13,383	6,338	7,238	8,266	宇美町	211	232	241	257		
大牟田市	350	438	482	530	篠栗町	207	220	240	260		
久留米市	742	1,065	1,267	1,508	志免町	1,187	108	117	126		
直方市	286	300	320	330	須恵町	174	226	241	256		
飯塚市	727	864	933	1,002	新宮町	213	576	634	697		
田川市	246	290	290	290	久山町	41	48	50	52		
柳川市	188	200	210	220	粕屋町	514	586	622	652		
八女市	251	325	325	325	芦屋町	35	45	50	55		
筑後市	294	403	471	551	水巻町	147	150	167	185		
大川市	104	126	147	168	岡垣町	154	228	258	288		
行橋市	594	909	990	1,071	遠賀町	87	104	107	111		
豊前市	73	80	83	86	小竹町	171	48	52	56		
中間市	200	27	30	33	鞍手町	61	18	20	22		
小郡市	382	470	500	535	桂川町	120	37	43	49		
筑紫野市	853	850	930	1,000	筑前町	125	120	144	173		
春日市	770	800	900	1,000	東峰村	7	3	3	3		
大野城市	686	890	987	1,075	大刀洗町	129	130	140	150		
宗像市	875	1,205	1,506	1,882	大木町	47	43	43	43		
太宰府市	396	6,384	7,392	8,556	広川町	93	111	125	141		
古賀市	293	453	534	629	香春町	44	57	62	67		
福津市	411	560	631	702	添田町	35	40	46	53		
うきは市	84	95	100	105	糸田町	64	78	85	93		
宮若市	143	156	169	182	川崎町	100	105	110	115		
嘉麻市	201	205	208	210	大任町	50	57	62	67		
朝倉市	148	192	219	250	赤村	17	20	23	27		
みやま市	139	420	480	540	福智町	323	132	150	170		
糸島市	351	458	523	597	苅田町	293	316	326	336		
					みやこ町	77	22	22	22		
					吉富町	21	39	44	48		
					上毛町	23	25	25	25		
					築上町	48	60	60	60		
					県計	31,706	33,077	37,303	41,963		

## (2) サービス確保のための方策

- 事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行う等により、必要なサービス量の提供に努めます。
- 各市町村に十分な相談支援体制が整備されるよう市町村を支援します。
- 相談支援従事者研修を実施し、相談支援員の養成・確保に努めます。
- 相談支援員について、現任研修を通じて、資質の向上を図り、サービス提供の確保に努めます。

## 第5節 発達障がいのある人等に対する支援

発達障がいは、早期に発達支援を行うとともに、切れ目なく支援を行うことが求められることから、保健・医療・福祉等の関係機関が相互に連携しながら、地域における包括的な支援体制の充実を図ってきました。

今後も、地域の身近な場所で受けられる支援、家族なども含めたきめ細やかな支援、乳幼児期から親亡き後や高齢期までのライフステージを通じた切れ目のない支援等の充実に向けた取組が必要です。

- 県内4地域に設置した発達障がい者支援センターにおいて、発達障がいのある人やその家族からの相談に応じるとともに、関係機関との連携強化により地域の総合的な支援体制の整備を推進します。また、地域の支援者が発達障がいに関する専門的な知識を学べる研修の充実を図るとともに、発達障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、発達障がいに関する理解を深めるための啓発活動を充実します。
- 発達障がいのある人や家族同士が集まり、同じ悩み、課題、体験等から来る感情を共有することによって、安心感や自己肯定感を得ることができるピアサポートの推進を図ります。また、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、適切な対応をするための知識や方法を学ぶためのペアレントトレーニングの推進を図ります。併せて、自らの子育て経験に基づく共感的な相談支援や自らの体験談を話す等の支援を提供するペアレントメンターの養成に努めてまいります。
- 県内に3か所設置した医療連携型の発達障がい児等療育支援事業所において、医師や専門職員による医学的知見に基づいた療育指導や相談等を行い、発達障がいのある人やその家族の地域生活を支援します。
- 日常の診療の中で最初に発達障がいのある人を診療する機会の多いかかりつけ医に対し、発達障がいに関する研修を実施するほか、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等について情報提供を行うなど、発達障がいの早期発見・早期支援に取り組めます。
- 発達障がい者支援拠点病院において、県内の医師や関係機関に対する発達障がいの症例に関する医学的支援、診療に関わる医師の育成及びネットワークの

構築、支援者に対する講習会及び研修会の監修を行うなど、身近な地域における発達障がいのある人に対する支援を強化します。

- 地域の医療・保健・福祉・教育・雇用等の関係者で構成する発達障がい者支援地域協議会を設置し、地域における発達障がいのある人の課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や発達障がい者支援センターの活動状況等について検証し、地域の実情に応じた支援体制の整備を図ります。
- 自閉症をはじめとする発達障がいの理解を深めるため、国連が制定した4月2日の「世界自閉症啓発デー」、4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」の機会を捉え、ブルーライトアップや啓発講演等の活動を行います。



(単位：回、件／年)

	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障がい者支援地域協議会の開催回数	1回	1回	1回	1回
発達障がい者支援センターによる相談件数	4,598件	4,700件	4,800件	4,900件
発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数	156件	170件	185件	200件
発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	288件	300件	315件	330件
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数	10人	10人	10人	10人
ペアレントメンターの人数	0人	5人	10人	15人
ピアサポートの活動への参加人数	456人	560人	560人	560人

## 第6節 指定障がい福祉サービス等に従事する人材の養成及び指定障がい福祉サービス等の質の向上

指定障がい福祉サービス等の提供に当たって基本となるのは人材であり、人材の養成、提供されるサービスに対する第三者による評価等を総合的に推進することが重要です。

県は、こうした取組を効果的に実施するため、指定障がい福祉サービス等の事業者、雇用や教育、医療等の関連する分野の関係者で構成する地域自立支援協議会等のネットワークを構築し、その取組を進めます。

### 1 サービスの提供に係る人材の研修

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員のみならず、サービス提供の担い手の確保を含め、指定障がい福祉サービス等支援に係る人材を質量ともに確保することが重要です。

障害者総合支援法及び児童福祉法においては、サービス提供に係る専門職員として、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員を、指定障がい福祉サービス、指定通所支援、指定障がい児入所支援、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援の事業者ごとに配置することとしており、県では、国の基本指針を踏まえ、これらの者に対してサービス管理責任者養成研修や、児童発達支援管理責任者研修、相談支援従事者研修を実施しています。

また、居宅介護従事者の養成等についても、障がいのある人等の特性に応じた支援を提供可能な人材を確保できるよう、県が指定した養成研修期間との連携を図り、ホームヘルパーやガイドヘルパーの人材確保や資質の向上に努めているほか、行動援護従業者養成研修等を実施しています。

県では、研修の実施方法、実施回数等を定めた研修計画を作成して研修を計画的に実施し、指定障がい福祉サービス等支援に係る人材の確保又は資質の向上に取り組めます。

- サービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修  
サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図り、サービス提供体制の充実に努めます。
  
- 相談支援従事者研修
  - ・ 相談支援従事者初任者研修  
相談支援に従事する者の養成を図り、障がい者ケアマネジメントの普及と相談支援体制の充実に努めます。
  - ・ 相談支援従事者現任研修  
障がいのある人のニーズに対応した生活を提供するため、相談支援に従事している者の資質の向上に努めます。
  
- 居宅介護職員初任者研修  
障がいのある人や障がいのある児童の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するための知識、技能を有する居宅介護従業者等の養成研修を実施し、必要な人材の養成を図ります。
  
- 行動援護従業者養成研修  
知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人等で常時介護が必要な方に対し、行動する際の危険の回避や外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を有する人材の養成を図り、行動援護の充実に努めます。
  
- 重度訪問介護従業者養成研修  
常時介護を要する重度障がい者に介護を総合的に行う重度訪問介護に従事する者に対する研修を実施し、必要な人材の養成を図ります。
  
- 同行援護従業者養成研修  
視覚障がいのある人の外出に同行し、必要な情報を提供するとともに、必要な介護を行う同行援護に従事する者に対する研修を実施する事業者を指

定し、必要な人材の養成を図ります。

○ 強度行動障がい支援従事者養成研修

行動障がいを有する障がいのある人等に対し、その特性の理解に基づいて適切な支援を行うため、施設従事者、居宅介護従事者等が知識や支援手法を習得可能となる専門的な研修を実施する事業者を指定し、必要な人材の養成を図ります。

○ 喀痰吸引等研修

医療的ケアを必要とする障がいのある人のニーズに対応できるよう、介護職員を対象に喀痰吸引等の研修を実施し、人材の養成に努めます。

見込量調整中	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援専門員研修の 修了者数	●●●人	●●●人	●●●人	●●●人
サービス管理責任者研修 及び児童発達管理責任者 研修の修了者数	●●●人	●●●人	●●●人	●●●人

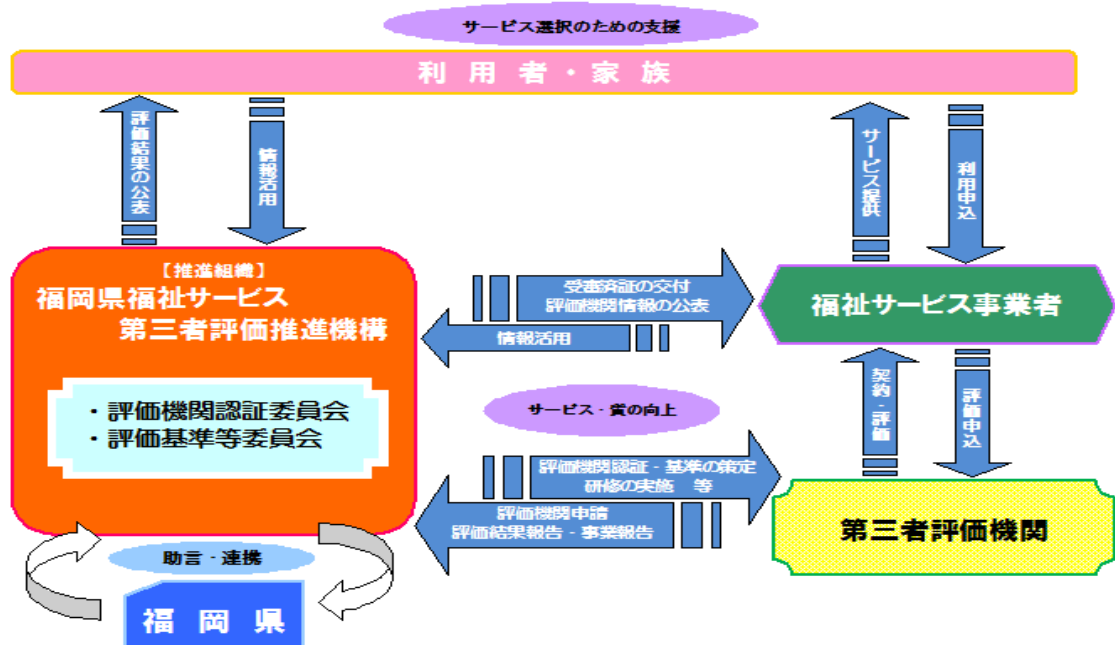
## 2 指定障がい福祉サービス等支援の質の確保・向上

指定障がい福祉サービス等支援の質の向上のための方策として、事業者から提供されるサービスについて、中立・公正な第三者機関に専門的かつ客観的に評価してもらうことも重要です。

社会福祉法においては、社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うこと、その他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないとされています。県は、事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるよう福岡県福祉サービス第三者評価推進機構と連携を図り、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援します。

また、障がい福祉サービス等情報公開制度の活用により、障がい福祉サービス等又は障がい児通所支援等を利用する障がいのある人等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることが重要です。このため、県では、事業者に対する制度の周知を図るとともに、より多くの利用者や相談支援専門員等が制度を活用できるよう、利活用しやすい仕組みづくりや普及・啓発に向けた取組を行います。

◆福岡県福祉サービス第三者評価事業フローチャート



資料：福岡県社会福祉協議会

### 3 指導監査結果の関係市町村との共有

県が実施する指定障がい福祉サービス事業者等に対する指導監査の結果について、必要に応じて随時、関係市町村に情報提供します。また、政令市、中核市とは連絡協議会を年1回開催し、指導監査について情報共有します。

## 第7節 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

### 1 障がいのある人等に対する虐待の防止

障害者虐待防止法を踏まえ、指定障がい福祉サービス等及び指定通所支援等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じなければならないとされています。

県では、福岡県障がい者権利擁護センターを中心として、市町村、地方労働局、障がい福祉サービス事業所、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、学校、警察、法務局等関係機関と連携し、障がいのある人等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組みます。障がい者福祉施設において虐待が疑われる事案が発生した場合、実地調査等により事実確認を行い、虐待が確認された場合には、改善指導をはじめ、必要な対応を講じます。

また、次に掲げる点に配慮し、障がいのある人等に対する虐待案件を効果的に防止します。

#### (1) 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見

県及び市町村は、虐待事案を未然に防止する観点から、相談支援専門員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者等に対して、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障がいのある人等及びその養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めることが必要です。また、指定障がい福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対しては、障がい者等虐待防止研修受講の徹底及び虐待を防止するための委員会の設置を促すなど、指導助言を継続的に行うことが重要です。特に、相談支援事業者に対しては、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知を図る必要があります。

(2) 一時保護に必要な居室の確保

市町村は、虐待を受けた障がいのある人等の保護及び自立支援を図るため、一時保護に必要な居室を確保し、県は、必要に応じて、一時保護のために必要な居室の確保について市町村域を超えた広域的な調整を行います。

(3) 指定障がい児入所支援の従業者への研修

指定障がい児入所支援についても、指定障がい福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等と同様に、入所児童に対する人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対する研修等の実施が必要です。

(4) 権利擁護の取組

障がいのある人等の権利擁護の取組については、成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して、当該制度の利用を促進します。

## 2 意思決定支援の推進

県は、意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及を図るよう努めます。

見込量調整中	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思決定支援研修の実施回数	●●●回	●●●回	●●●回	●●●回
意思決定支援研修の修了者数	●●●人	●●●人	●●●人	●●●人



### 3 障がいのある人の文化芸術活動の推進

県は、福岡県文化芸術振興条例に基づき、施策を展開することにより、障がいのある人の文化芸術活動を推進します。

#### (1) 障がいのある人の文化芸術活動の促進

- ・ 鑑賞の機会の拡大
- ・ 創造活動・発表機会の拡大

#### (2) 障がいのある人の創造活動を支える体制づくり

- ・ 創造活動への支援
- ・ 文化芸術活動を支える人材の育成・確保

### 4 障がいを理由とする差別の解消の推進

共生社会を実現するためには、「障害者差別解消法」及び「福岡県障がい者差別解消条例」に基づき、日常生活や社会生活における障がいのある人等（当該法律及び条例の対象は、いわゆる障がい者手帳の所持者に限りません。）の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。

県及び市町村においては、障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動などを行う必要があります。福祉分野の事業者においては、障がいを理由とする差別を解消するための取組を行うに当たり、厚生労働省が作成した「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」を踏まえ、必要かつ合理的な配慮などについて、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応する必要があります。

### 5 事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障がい福祉サービス等を提供する事業所においては、地域共生社会の考え方に基づき、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要であり、また、それらの取組は、発災時における障がいのある人等の安全確保につながるとともに、事業所が福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で、防災対策とともに考えていくことも必要です。

さらに、利用者が安心して生活できるように、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと利用者への支援に従事できるようにするため、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要です。

## 第8節 県の実施する地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人等が基本的人権を享有する個人としての尊厳をもって日常生活・社会生活を営むことができるよう、市町村や県が相談支援、意思疎通支援などを実施するものです。

県では、市町村を補完する立場から、県民のニーズを踏まえ、専門性の高い相談支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業や広域的な支援事業等を実施することとしています。

### 1 専門性の高い相談支援事業

専門性の高い相談について、必要な情報の提供等を行い、障がいのある人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにすることを目的として、次の事業を実施します。

#### (1) 発達障がい者支援センター運営事業

- 発達障がいのある人たちに対する支援を総合的に行う拠点として、県内4地域に設置した発達障がい者支援センターにおいて、相談支援、人材育成、情報発信、普及啓発など次のような事業を実施します。
  - ・ 発達障がいのある人及びその家族、関係機関等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、情報提供を行います。また、必要に応じて、個別支援計画を策定し、発達支援を行います。
  - ・ 就労を希望する発達障がいのある人に対しては、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、ハローワークなどの関係機関と連携しながら、就労に向けた支援を行います。
  - ・ 発達障がいのある人に関する理解促進を図るため、発達障がいの特性や対処方法等について周知啓発に努め、学校や福祉事務所など関係機関に対する研修等を実施します。
  - ・ 発達障がいのある人の家族を対象とした講座や交流会を実施するなど家族支援の充実を図ります。

- ・ 北九州市及び福岡市が設置している発達障がい者支援センターとの連携を図り、広範で効果的な支援策を実施するとともに、保健・医療・福祉・教育・労働など関係機関の密接な連携により、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制を確立していきます。

## (2) 高次脳機能障がい支援普及事業

- 高次脳機能障がいのある人に適切な支援を提供するため、県内に4か所設置した高次脳機能障がい支援拠点機関において、専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障がいに関する研修等を行います。
- 身近な地域において高次脳機能障がいのある人に対する適切な支援を提供するため、自治体職員、福祉事業者、学校関係者等に対して、高次脳機能障がいの支援手法等に関する研修を行います。

## (3) 障がい児等療育支援事業

- 在宅の障がいのある児童等のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、障がい児等施設の有する療育支援機能を活用し、障がいのある児童やその保護者が身近な地域で療育指導等が受けられるよう、療育相談事業の充実を図ります。
- 療育支援施設では、保育士や作業療法士などの専門職員で支援チームを作り、障がいのある児童の家庭を定期的又は随時に訪問し、あるいは外来の方法により、療育に関する助言、指導や健康診査を実施します。さらに、障がいのある児童が通う障がい児通所支援事業所や保育所の職員に対し、療育に関する技術の指導を行い、身近な地域において適切な支援を実施していきます。

## (4) 障害者就業・生活支援センター事業

- 県内13か所の障害者就業・生活支援センターにおいて、障がいのある人の身近な地域で、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関とのネットワークを形成し、就業及びそれに伴う生活に必要な支援を実施します。

## 2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等が、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう各種養成研修事業を実施します。

### (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

聴覚障がいのある人の自立と社会参加を図るため、聴覚障がいのある人の理解力に応じた手話や要約筆記ができる手話通訳者・要約筆記者を養成するための研修を実施します。

### (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障がいのある人）の自立と社会参加を図るため、外出時の移動介助及びコミュニケーションの知識、技能を習得した盲ろう者向け通訳・介助員を養成するための研修を実施します。

### (3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

失語症者の自立と社会参加を図るため、1対1のコミュニケーションを行うための技術や、日常生活上の外出に同行し意思疎通を支援するために必要な知識、技術を習得した失語症者向け意思疎通支援者を養成するための研修を実施します。

## 3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

意思疎通を図ることが困難な障がいのある人等が自立した日常生活・社会生活を行うことができるよう、専門性の高い意思疎通者の派遣事業を実施します。

### (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がいのある人の自立と社会参加を図るため、市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議、研修、講演又は

講義等並びに市町村等での対応が困難な派遣等を可能とするため、認定試験に合格した手話通訳者・要約筆記者の派遣を実施します。

## **(2) 盲ろう者通訳・介助員派遣事業**

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、移動やコミュニケーション等の支援を行う盲ろう者通訳・介助員の派遣を実施します。

## **(3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業**

失語症者の自立と社会参加を図るため、市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村等での対応が困難な派遣等を可能とするため、失語症者向け意思疎通支援者の派遣を実施します。

## **4 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業**

手話通訳者、要約筆記者の広域的な派遣を円滑にするため市町村での実施が困難な派遣の調整を行う派遣ネットワーク事業を実施します。

## **5 広域的な支援事業**

市町村の区域を越えて広域的な支援を行い、障がいのある人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにすることを目的として、次の事業を実施します。

### **(1) 相談支援体制整備事業等**

#### **① 相談支援体制整備事業**

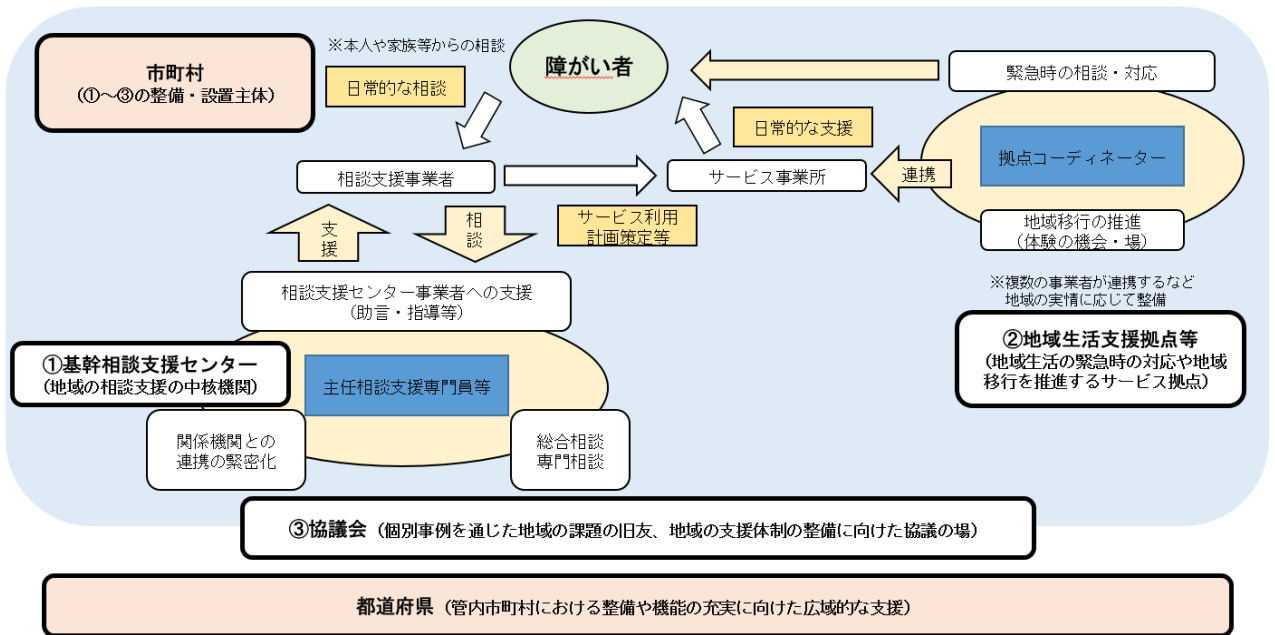
相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行い、地域における相談支援体制の整備を推進します。

#### **② 福岡県自立支援協議会**

広域的な相談支援体制の構築に向けて主導的な役割を担うとともに、各市町村における地域自立支援協議会の支援及び推進を図ることを目的として次

のような支援を実施しています。

- ・ 市町村職員等を対象とした研修
- ・ 地域自立支援協議会の相談支援体制の状況を把握、評価し、整備方策について助言
- ・ 基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備の推進



## (2) 発達障がい者支援地域協議会による体制整備事業

発達障がいのある人及び発達障がいのある児童の関係者等が相互の連携を図り、地域における課題の情報共有や地域の実情に応じた体制整備の協議を行うため、発達障がい者支援地域協議会を開催します。

## 6 福祉サービス従事者、指導者等育成事業

障害支援区分認定調査員や各種福祉サービス提供に関わる者を対象とする研修を実施し、人材の確保、資質の向上を図ります。

- ・ 障害支援区分認定調査員等研修事業
- ・ 相談支援従事者研修事業
- ・ サービス管理責任者等研修事業
- ・ 居宅介護従業者等養成研修事業
- ・ 身体障がい者・知的障がい者相談員研修事業
- ・ 音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業

## 7 その他の事業

### (1) 生活訓練等事業

障がいのある人に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、生活の質的向上を図ります。

### (2) 情報支援等事業

障がいのために日常生活上必要な情報の入手等が困難な人に対し、必要な支援を行い、日常生活上の便宜を図ります。

### (3) 障がい者ITサポート事業

障がいのある人のパソコン操作の習得等をサポートすることにより、ITの活用による社会参加を促進します。

### (4) 社会参加促進事業

スポーツ・芸術活動等の事業を行うことにより、障がいのある人の社会参加を促進します。



## 地域生活支援事業の見込量

事業名	令和4年度(実績)		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
(1) 専門性の高い相談支援事業								
① 発達障がい者支援センター運営事業	4	1,030	4	930	4	930	4	930
② 高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業	4	初回相談者 365 継続相談者 2,645	4	初回相談者 400 継続相談者 3,000	4	初回相談者 420 継続相談者 3,200	4	初回相談者 440 継続相談者 3,400
③ 障がい児等療育支援事業	13	/	13	/	13	/	13	/
④ 障害者就業・生活支援センター事業	13	10,955	13	11,955	13	12,455	13	12,955
(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業								
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ※ 実養成講習修了見込み者数 (登録見込み者数)	/	手話 6 要約 1	/	手話 8 要約 3	/	手話 8 要約 3	/	手話 8 要約 3
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ※ 実養成講習修了見込み者数 (登録見込み者数)	/	通訳介助員 11	/	通訳介助員 12	/	通訳介助員 12	/	通訳介助員 12
③ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業 ※ 実養成講習修了見込み者数 (登録見込み者数)	/	8	/	9	/	9	/	9
(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業								
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※ 実利用見込み件数	/	手話 1,198 要約 104	/	手話 1,000 要約 70	/	手話 1,000 要約 70	/	手話 1,000 要約 70
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ※ 実利用見込み件数	/	通訳介助員 418	/	通訳介助員 365	/	通訳介助員 365	/	通訳介助員 365
③ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 ※ 実利用見込み件数	/	6	/	6	/	6	/	6
(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業								
※ 実施の有無		有		有		有		有
(5) 広域的な支援事業								
① 都道府県相談支援体制整備事業 ※ 相談支援に関する実アドバイザー 見込み者数	7	/	7	/	7	/	7	/
② 発達障がい者支援地域協議会による 体制整備事業 ※ 協議会の開催見込み数	1	/	1	/	1	/	1	/

## 第9節 収入水準向上のための計画

就労継続支援事業所で働く障がいのある人の収入は低い状況にあり、障がいのある人が地域で自立した生活をするためには、収入水準を向上させる必要があります。

このため、収入水準向上に向けた取組を行い、障がいのある人が地域で自立して生活できるよう支援していきます。

### 1 現状と課題

- 本県の就労継続支援事業所B型で働く障がいのある人の平均収入月額下表のとおりで、全国平均を下回っている状況にあります。
- 本県では障がいのある人がつくる製品や提供するサービスを「まごころ製品」と名付け、販売促進に取り組んでいます。
- 就労継続支援事業所においても、パンやクッキーなどの食料品の製造・販売や印刷・清掃等の多種多様な生産活動を行い、障がいのある人の収入向上に努めているところですが、経営力が十分ではないことや、企業等からの継続的で安定的な受注が確保できないなどの状況が見受けられます。
- 農福連携に取り組む就労継続支援事業所は着実に増加していますが、就労継続支援事業所、農業者等のさらなる理解促進が必要です。また、農業技術を有する人材も不足しています。

就労継続支援B型事業所で働く障がいのある人の平均収入月額の推移（単位：円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
本県	14,215	13,673	14,691	1月公表予定
全国平均	16,369	15,776	16,507	1月公表予定

### 2 目標値の設定

項目	令和8年度の目標
就労継続支援B型事業所で働く障がいのある人の平均収入月額	全国10位

### 3 目標達成への対応策

- (1) 一般企業等での就労が困難な障がいのある人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援(A型、B型)事業所を障がい者福祉計画に基づき整備していきます。
- (2) 障がいのある人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、以下の取組を着実にを行うことで、障がいのある人の収入向上を図っていきます。
- 障がい福祉分野での支援実績を有する日本財団との連携のもと、障がいのある人向け受注業務の営業を専門とする民間企業の活動により、共同受注窓口の活性化を図ります。また、複数の障がい者施設の障がいのある人が共同で国立国会図書館等のデジタル化作業を行う「就労支援の場」を運営するとともに、県公文書のデジタル化業務などの受注拡大を支援します。
  - 政令市、中核市と連携し、低工賃の事業所に対する工賃向上事業所指導を実施するなど、経営力強化に向けた支援に取り組みます。
  - 各総合庁舎等で「まごころ製品」を定期的に販売するとともに、県主催イベントでの販売機会を拡充します。また、オンラインでの「まごころ製品」の販売を促進します。
  - 「まごころ製品」の認知度を高めるため、「まごころ製品ロゴマーク」などを用いた「まごころ製品」のPRに取り組みます。
  - 広く農福連携の取組をPRするため、農福連携マルシェの開催等に取り組みます。また、県立の農業大学校、農業高校と連携し、農業技術を持った人材の確保を図ります。
  - 「障害者優先調達推進法」に基づき、毎年度調達方針を策定し、障がいのある人がつくる「まごころ製品」の積極的な調達を推進します。

## 第10節 難聴児の早期発見・早期療育推進のための計画

難聴児は、早期に適切な支援を受けることにより、自立した生活を送るために必要な言語(手話を含む)・コミュニケーション手段の円滑な獲得につなげることができ、今後の社会生活をより豊かなものにすると考えられることから、難聴を早期に発見し、療育及び教育につなげることが重要とされています。

このため、保健、医療、福祉及び教育に関する行政機関や医療機関等の関係機関が連携し、切れ目のない支援を提供できるよう難聴児及びその家族等の支援に取り組みます。

### 1 基本的な取組

- ① 新生児聴覚検査の実施状況の把握と関係機関での共有等
  - ・ 新生児聴覚検査に係る協議会を設置するとともに、県における推進体制を整備することを目的として「福岡県乳幼児聴覚支援センター」を設置します。
  - ・ 新生児聴覚検査から療育まで遅滞なく円滑に繋ぐための事務処理マニュアルを作成し、検査の実施状況及び結果等を集約し、関係機関への情報共有等を行います。
  - ・ 難聴と診断された子を持つ家族等への相談支援を実施します。
- ② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保
  - ・ 関係者の協議の場の提供等による難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保します。
  - ・ 難聴児とその家族等に対する支援に関する課題を関係者で共有し、支援の充実を図ります。
- ③ 特別支援学校のセンター的機能の強化
  - ・ 聴覚特別支援学校等の教員の専門性向上に向けた取組を充実します。
  - ・ 特別支援学校のセンター的機能の強化のため、聴覚特別支援学校の教員等の適切な配置や福岡県特別支援教育推進ネットワークの充実を図ります。
  - ・ 地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携した乳幼児教育相談などの取組を行います。

## 2 地域の実情に応じた取組

### ① 新生児聴覚検査体制の整備

#### I リファードと判定された子の追跡調査

- ・ 新生児聴覚検査（生後3日以内の初回検査）でリファードとなった場合に概ね生後1週間以内に確認検査を実施すること及び確認検査でもリファードとなった場合に生後3か月頃までに精密検査を実施し、療育等が必要な場合は生後6か月までに繋げるスキームを整備します。
- ・ 新生児聴覚検査でリファードとなった子の検査結果の把握、精密検査機関の紹介を含めた家族等に対する早期からの援助・相談対応、精密検査機関との連携体制の構築等を行います。里帰り出産等新生児聴覚検査の受検状況等の把握が難しい場合を含めたリファードとなった子については追跡する方法について検討を行います。把握・情報の管理にあたっては市町村や関係機関と連携します。
- ・ 言語聴覚士等を配置した乳幼児聴覚支援センターにおいて、支援が必要な子の療育開始までのフォローアップ、相談支援、精度管理等を実施します。

#### II マニュアルの活用

- ・ 新生児聴覚検査でリファードとなった場合の対応を整理したマニュアルを作成し、その普及や活用の検討を行います。マニュアルは実情に合わせて定期的な見直しを行い、関係機関で共有します。

#### III 受検率の向上

- ・ 全ての新生児が新生児聴覚検査を受検できる体制を整備し、市町村が検査に係る費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を図れるよう働きかけ等を行います。
- ・ 市町村が母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査等の機会を活用し、新生児聴覚検査についての普及啓発を行うよう周知します。

#### IV 精度管理

- ・ 新生児聴覚検査を実施している産科医療機関等に対し、定期的に検査の実

施状況の把握・確認や検査の精度管理を行います。また、検査担当者等を対象とした精度管理向上等のための研修会を実施します。

## V 検査体制の強化

- ・ 新生児聴覚検査でリファーとなった子が生じた場合、情報を集約し、家族の承諾が得られる範囲で精密検査機関及び市町村と連携し、情報共有を行います。

## ② 地域における支援

### I 協議会の設置

- ・ 保健、医療、福祉及び教育に関する行政機関や医療機関等の関係機関の人的資源及び現状を把握したうえで、当事者を含めて、関係機関で顔の見える関係を構築します。医療機関、療育機関及び教育機関等関係機関で日常的な連携や情報交換を行い、新生児聴覚検査から診断、治療、療育、教育に至るまでの流れ、連携による支援の必要性について認識を共有し、関係を円滑にしていくための協議会を設置します。

### II 多様な関係者の参画

- ・ 保健師等様々な施設に参画するコーディネーターや、特にロールモデルやメンターとしての当事者・当事者支援団体を連携体制に含めるよう努めます。また、重複障がいの難聴児も一定数いることから、複数の関係科の医師や、聴覚分野や言語発達に詳しい言語聴覚士、療育機関の関係者が連携体制に参画できるよう努めます。多様な関係者が参画する前述の協議会では、多様性に対する寛容性を有するよう配慮します。
- ・ 都道府県の聴覚障がい者情報提供施設等や難聴児への支援を行っている特別支援学校等が連携体制に参画し、相互に支援の専門性が共有されるよう努めます。
- ・ その他、地域の実情に応じて、上記以外の民間の支援団体との連携、活用について検討します。

### ③ 家族等に対する支援

#### I 情報提供

- ・ 市町村が母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査等の機会を活用し、新生児聴覚検査の意義・相談窓口を周知するとともに、関連の情報にアクセスしやすいようホームページ等を作成します。

#### II 相談対応

- ・ 乳幼児聴覚支援センターにおいて、言語聴覚士等の専門員が子どものきこえに不安を持つ保護者などからの相談に対応し、保護者等の不安軽減に努めます。
- ・ 家族等からの相談等に対して、関係機関と連携しながら、乳幼児期から学齢期まで適切な支援を行います。

#### III 交流の機会確保・周囲の理解促進

- ・ 難聴児の子育てに当たり、きょうだいを含めた家族同士や当事者同士が交流する機会を設けます。
- ・ 難聴は周囲から気付かれにくい障がいであると考えられることを踏まえ、軽中等度難聴を含め、周囲の障がい特性についての理解を促します。

### ④ 学校や障がい児通所支援事業所等関係機関における取組

#### I 支援の専門性向上

- ・ 特別支援学校の教員による、専門的な立場からの難聴児に関する指導助言の実施や、本人や家族等の意向を踏まえつつ必要な環境整備や支援等を行います。
- ・ 聴覚特別支援学校等の聴覚障がい教育の専門性向上のため、免許法認定講習の充実など聴覚障がい者に関する教育の領域を定めた免許状（以下「免許状」という。）の保有率を高める取組の実施や独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、福岡県教育センター等における研修の受講促進を図るとともに、免許状を有し、専門性の高い教員等の配置・異動の工夫や、人事交流等により、難聴児への切れ目ない支援が実現できるよう配慮します。

- ・ 通常の学級に通う難聴児も聴覚特別支援学校に通う難聴児に提供されるような支援を受けることができるよう、合理的配慮を含めた環境の整備、通級による指導を担当する教員の聴覚障がい教育の専門性向上の取組やインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ小学校等での障がい者及び特別支援教育の理解の促進に向けた取組を継続します。
- ・ 難聴児向け児童発達支援センターが、難聴児支援の専門性を活用し、他の児童発達支援事業所の専門性を向上するための研修等について、行政、医療等とも協働して地域で連携して取り組んでいけるよう配慮します。

## ⑤ 切れ目ない支援に向けた取組

### I 軽中等度難聴児を含む切れ目ない支援

- ・ 新生児期以降において徐々に発現する進行性難聴や後天性の一側性難聴は、新生児聴覚検査で再検不要と判断された場合でも、市町村における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等及び就学前後の健康診断の際に、聞こえの確認等を行い、難聴が疑われる子については精密検査の受診が確実になされるよう市町村等へ助言を行います。あわせて、市町村の健康診査等に関わる母子保健業務従事者を対象に、難聴児の早期発見・早期療育の必要性について、情報提供を行います。
- ・ 新生児聴覚検査でリファーとなった子と家族等が、適切な指導援助・支援を受けられるよう、各市町村に設置されている子育て世代包括支援センター（またはこども家庭センター）等、子育ての相談対応を行っている機関と十分な連携を図ります。難聴の相談対応を行っている機関としては、障がい児通所支援事業所、聴覚特別支援学校、小学校等の難聴特別支援学級等が想定されるところ、地域資源を踏まえて適切な機関と連携が図られるよう留意します。
- ・ 聴覚特別支援学校等の乳幼児教育相談の更なる充実を図るため、地域における保健、医療、福祉の関係機関との連携強化に取り組みます。
- ・ きこえない、きこえにくい乳幼児とその家族等が親子で手話や円滑なコミュニケーション方法を学ぶ教室を開催するとともに、保育所等に出向き、きこえない、きこえにくい乳幼児とのかかわり方等について相談対応を行います。



す。

## II 就学にあたっての意向の尊重

- ・ 難聴児の就学先の決定にあたっては、特別支援学校及び難聴特別支援学級等も含め、「保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならない」とされている通知の趣旨を十分に踏まえ行います。

## 第3章 推進体制

### 第1節 連携協力の確保

- ① 県庁内の関係部署で構成される福岡県障がい者施策推進幹事課会議を中心に、関係する行政部門の間での連携・協力関係を密にし、効果的かつ総合的な施策推進を図ります。
- ② 広域的な施策推進を図るため、福岡県自立支援協議会の場などを活用し、各市町村における計画の推進を支援します。
- ③ 地域における支援が総合的かつ効果的に行われるよう、分野、官民の別を超えた幅広い関係者による連携・協力のネットワークづくりを推進します。

### 第2節 進捗状況の管理及び評価

- ① 成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策及び障がい児施策並びに関連施策の動向も踏まえながら、障がい者福祉計画・障がい児福祉計画の中間評価として分析・評価を行います。
- ② 中間評価の結果、必要があると認められるときは、障がい者福祉計画・障がい児福祉計画の変更や推進方策等の見直しを検討します。
- ③ 中間評価や障がい者福祉計画・障がい児福祉計画の変更等の際には、福岡県障がい者施策審議会等の意見を聴くとともに、その結果について公表します。
- ④ 福岡県障がい者施策推進幹事課会議においても、計画の進捗状況を継続的に点検・評価します。